

(仮称)宗谷管内風力発電事業
環境影響評価方法書についての
意見の概要と事業者の見解

令和 6 年 6 月

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

目 次

第1章	方法書の公告及び縦覧	1
1.1	方法書の公表	1
1.1.1	方法書の公告及び縦覧	1
(1)	公告の日	1
(2)	公告の方法	1
1)	日刊新聞による公告	1
2)	インターネットによるお知らせ	1
(3)	縦覧場所	2
1)	地方公共団体庁舎	2
2)	インターネットの利用	2
(4)	縦覧期間	2
(5)	縦覧者数	3
1.1.2	方法書についての説明会の開催	3
(1)	公告の日及び公告方法	3
(2)	開催日時、開催場所及び来場者数	3
1.1.3	方法書についての意見の把握	4
(1)	意見書の提出期間	4
(2)	意見書の提出方法	4
(3)	意見書の提出状況	4
第2章	方法書についての住民等の意見と事業者の見解	5
2.1	方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解	5
2.1.1	一般意見	5

資料

- ・ 1. 公告、お知らせ
- ・ 2. 縦覧状況
- ・ 3. ご意見記入用紙

第1章 方法書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)に基づく、方法書についての公表に関する事項並びに方法書に対する一般(住民等)の意見の概要及びこれに対する事業者の見解は次のとおりである。

1.1 方法書の公表

「環境影響評価法」(平成9年法律第81号)第7条に基づき、一般(住民等)に対し、環境の保全の見地からの意見を求めるため方法書を作成した旨及びその他事項を公告し、方法書を縦覧に供した。

1.1.1 方法書の公告及び縦覧

(1) 公告の日

令和6年3月28日(木)

(2) 公告の方法

1) 日刊新聞による公告

下記日刊紙に「公告」を掲載した。

- ・令和6年3月28日(木)付 北海道新聞朝刊(日刊)
- ・令和6年3月28日(木)付 日刊宗谷朝刊(日刊)
- ・令和6年3月27日(水)付 日刊留萌夕刊(日刊)

2) インターネットによるお知らせ

下記ウェブサイト「お知らせ」を掲載した。

- ・北海道のウェブサイト
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/ksk/assesshp/100733.html>
- ・稚内市のウェブサイト
<https://www.city.wakkanai.hokkaido.jp/kankyo/hozenshoene/soyakannai>
- ・猿払村のウェブサイト
https://www.vill.sarufutsu.hokkaido.jp/hotnews/detail_sp/00004432.html
- ・豊富町のウェブサイト
<https://www.town.toyotomi.hokkaido.jp/section/ufvuj5000000kf76.html>
- ・幌延町のウェブサイト
<https://www.town.horonobe.lg.jp/www4/section/soumu/le009f000001q9x5.html>
- ・天塩町のウェブサイト
<https://www.teshiotown.hokkaido.jp/?p=22823>
- ・株式会社ユーラスエナジーホールディングスのウェブサイト
<https://www.eurus-energy.com/assessment/89334/>

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎 14 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

1) 地方公共団体庁舎

- ・北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課（稚内市末広 4 丁目 2-27）
- ・北海道留萌振興局保健環境部環境生活課（留萌市住之江町 2 丁目 1-2）
- ・稚内市役所（稚内市中央 3-13-15）
- ・稚内市役所宗谷支所（稚内市大字宗谷村字宗谷 161）
- ・稚内市役所沼川支所（稚内市大字声間村字沼川 7755）
- ・稚内市立図書館（稚内市大黒 4 丁目 1-1）
- ・猿払村役場（猿払村鬼志別西町 172 番地 1）
- ・豊富町役場（豊富町字上サロベツ 2542 番地の 2）
- ・豊富町定住支援センター（豊富町東 1 条 6 丁目）
- ・幌延町役場（幌延町宮園町 1 番地 1）
- ・幌延町立生涯学習センター（幌延町宮園町 1 番地の 3）
- ・幌延町問寒別出張所（幌延町字問寒別 135 番地の 4）
- ・天塩町役場（天塩町新栄通 8 丁目 1466 番地の 113）
- ・天塩町役場雄信内支所（天塩町字オヌプナイ 3462 番地の 13）

2) インターネットの利用

事業者のホームページに方法書の内容を掲載した。

- ・株式会社ユーラスエナジーホールディングスのウェブサイト（アクセス回数 1,789 回）
<https://www.eurus-energy.com/assessment/89334/>

(4) 縦覧期間

令和 6 年 3 月 28 日（木）から令和 6 年 5 月 1 日（水）までとした。

※令和 6 年 5 月 2 日（木）から令和 6 年 5 月 15 日（水）まで自主縦覧期間とし、意見書受付終了日まで閲覧可能とした。

- ・地方公共団体庁舎 開庁・開館時とした。
- ・インターネット 縦覧期間中常時アクセス可能とした。

なお、電子縦覧は次段階の環境影響評価図書の公開日または 1 年経過日のいずれか早い日まで閲覧可能とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数は、各縦覧場所に設置した記録表に記入のあった人数である。

- ・北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課：0名
- ・北海道留萌振興局保健環境部環境生活課：0名
- ・稚内市役所：0名
- ・稚内市役所宗谷支所：0名
- ・稚内市役所沼川支所：0名
- ・稚内市立図書館：0名
- ・猿払村役場住民課：1名
- ・豊富町役場：1名
- ・豊富町定住支援センター：0名
- ・幌延町役場：0名
- ・幌延町立生涯学習センター：0名
- ・幌延町問寒別出張所：0名
- ・天塩町役場：0名
- ・天塩町役場雄信内支所：0名

1.1.2 方法書についての説明会の開催

「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）第7条の2の規定に基づき、事業者は方法書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

住民説明会の開催公告は、環境影響評価方法書の縦覧等に関する公告と同時に行った。

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

・稚内市

日 時：令和6年4月18日（木）18時から20時

開催場所：稚内総合文化センター（北海道稚内市中央3丁目13番23号）

来場者：3名

・猿払村

日 時：令和6年4月9日（火）17時から19時

開催場所：猿払村交流センター（北海道宗谷郡猿払村鬼志別西町172-1）

来場者：9名

・豊富町

日 時：令和6年4月19日（金）19時から21時

開催場所：豊富町定住支援センターふらっときた（北海道天塩郡豊富町東1条6丁目）

来場者：4名

・幌延町

日 時：令和6年4月17日（水）18時から20時

開催場所：幌延深地層研究センター国際交流施設（北海道天塩郡幌延町宮園町1-8）

来場者：1名

・天塩町

日 時：令和6年4月20日（土）9時から11時

開催場所：天塩町社会福祉会館（北海道天塩郡天塩町海岸通5丁目）

来場者：3名

1.1.3 方法書についての意見の把握

(1) 意見書の提出期間

令和6年3月28日（木）から令和6年5月15日（水）までとした。

（郵送の場合は当日消印有効とした。）

(2) 意見書の提出方法

・縦覧場所に備え付けた意見書箱への投函

・事業者への郵送による書面の提出（当日消印有効とした。）

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は13通、意見総数は66件であった。

第2章 方法書についての住民等の意見と事業者の見解

2.1 方法書の環境保全の見地からの提出意見の概要と事業者の見解

2.1.1 一般意見

方法書について、前項で述べたような手法に基づき、地域への情報提供を行った。住民等の意見とそれに対する事業者の見解は表 2-1 のとおりであり、意見は原文のとおり記載した。なお、明らかな誤字・脱字については適切に修正した。

表 2-1 (1) 方法書について提出された意見と事業者の見解

【意見書その1】

No.	一般の意見	事業者の見解
1	1. 本事業計画地はイトウの国内最大の産卵地であり、事業による影響は甚大である。そのため、本事業は行うべきではない サケ科イトウ属のイトウは、かつては北日本の 45 河川水系に生息の記録があったが、近年急激に生息河川が減少している。現在の生息河川は北海道の 11 水系のみ（福島, 2008）で、うち、安定した個体群を維持している河川は 7 水系のみであり（江戸, 2007）、イトウは絶滅の危機に瀕している。そのため、「環境省レッドリスト 2020」で絶滅危惧 IB 類（環境省）に、IUCN レッドリストで Critically Endangered（深刻な危機）に指定されている。 本事業の宗谷丘陵地区の対象事業実施区域周辺はイトウの重要な生息地となっている。特に、イトウの個体群維持にとって重要である以下の産卵地である河川が対象事業実施区域に含まれている。 (1) ●●川支流●●川上流域 (2) ●●川支流●●●川支流●●●●川および●●川流域 (3) ●●川上流域ならびに支流●●●川上流域 (4) ●●川上流域 (5) ●●川水系●●●●川支流下●●●●●川上流域 これら河川のうち、特に宗谷丘陵地区の対象事業実施区域東側の猿払川水系は、天塩川と並んで国内最大のイトウの生息河川である（福島, 2008）。本事業では、国立環境研究所が公表している猿払川水系のイトウの産卵地点を対象事業実施区域から除外している。しかし、猿払川水系を含め、上記河川上流域のほぼ全域が風力発電施設の建設予定地となっている。風力発電施設を建設するためには、大規模に森林を伐採し、広範囲で作業道を建設する必要があるため、以下のようなイトウへの影響が懸念される。 1) 上流域の森林が伐採されることにより流域の保水力が失われ、夏季などに河川の流量減少が生じやすくなり、高水温と酸欠によってイトウが死亡する危険性が高まる。 2) 降雨時にイトウ産卵河川への土砂の流入が生じやすくなり、卵や仔魚の死滅、稚魚の餌となる水生昆虫の死滅、イトウの隠れ場所となる倒流木の量の減少、産卵に欠かせない河床礫の露出現象が起りやすくなる。 以上のように産卵地そのものの直接的な改変を回避したとしても、上流部での事業の実施により、工事中だけでなく工事完了後も継続的にイトウの生息地への影響を与え続けることになる。事業の実施により、絶滅に瀕しているイトウの国内最大の個体群存続を危うくする恐れが極	ご意見のとおり、宗谷丘陵地区の対象事業実施区域の周辺は、イトウの国内最大の産卵地であり、保水力低下による流量の減少や水の濁りについてご懸念されていると認識しております。 流量の減少については、本事業は産卵床の後背地となる上流域の山系で造成工事を行うこととなりますが、その改変箇所は限定的かつ表面的なものであり、山の保水力に影響を及ぼす可能性は低いものと考えております。また、環境影響評価とは別途、国有林の貸付・使用許可制度の中でも、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」の観点から審査されますので、ご懸念を払拭できるような事業計画を検討いたします。 水の濁りについては、改変により細粒土砂が流入し、イトウの産卵床まで濁水が到達する場合には影響を及ぼす可能性があります。濁水が河川に到達しないように、濁水対策として沈砂池、土砂流失防止柵及び切盛法面の緑化等の対策を実施するとともに、沈砂池からの排水方向についても検討いたします。 なお、イトウに対する保全としては、専門家や有識者へヒアリングを行いながら、まずは調査において詳細な生息状況を把握するとともに、予測及び評価の結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すべく、工事中の土工量の抑制を含めた事業の見直しを行い、河川、沢筋及び水源からの距離を確保できるように改変区域を検討いたします。

	めて高く、生物多様性保全の観点より宗谷丘陵地区での本事業は実施すべきではない。 ※生息地保護の観点からイトウの個体群維持にとって重要である産卵地が位置する河川名については非公開とした。	
2	2. 生物多様性保全上の重要な地域が含まれている 当協会は、これまでに計画段階配慮書に関する意見として、本事業実施想定区域内に含まれている、一般社団法人コンサベーション・インターナショナル・ジャパンによって生物多様性保全の鍵になる地域(KBA)に指定されている猿払、サロベツ川・天塩川の2か所を計画エリアから外すべきであると指摘した。 それに対し、同計画段階環境配慮書の表7.1-1(3)では、「方法書以降の手続きにおいては、事業計画の具体化に合わせて区域の絞り込みを行うことで影響の回避を図るとともに、現地調査で現況を把握し、その影響の程度について専門家等の助言を踏まえ適切に予測した上で、影響を回避又は低減できるように努めます。」と、見解を述べている。 しかし、本アセス図書の図3.1-34(3)で示されている対象事業実施区域には、KBAの猿払とサロベツ川・天塩川がともに含まれている。特に上幌延地区の計画地では、対象事業実施区域の約2/3の範囲がKBAのサロベツ川・天塩川と重なっている。このようなことから本アセス図書は、生物多様性に配慮した計画に改善したとは到底言えるものではなく、そもそも事業実施によって重要な自然環境の損失の回避が不可能であれば、事業を撤回すべきである。	KBAの境界線については、指定根拠となる種の生息地を、植生図や自治体の境界線に基づいて決定されていることから、現地調査において詳細な生息環境を把握したいと考えております。 対象事業実施区域及びその周囲においてKBAに指定されている「5.サロベツ川・天塩川」においては、基準ENが1種、A4が2種とされており、本方法書における動物の重要な種(文献に基づく)と、KBA対象種リストと照らし合わせると、指定根拠となる種としては、ENはイトウ、A4はヒシクイ、マガン、コクガンのカモ類のいずれかの種と推察いたします。 上記を踏まえ、KBAにおいては特にイトウ、ヒシクイ、マガン、コクガンの生息状況を詳細に把握できるよう努めます。具体的には、KBAにおいてヒシクイ、マガン、コクガンの生息及び休息地と想定される池沼、水田、湿地等を把握し、生息や休息地としての利用状況等を確認いたします。また、イトウについては、専門家及び有識者へヒアリングを行い、現地調査計画へ反映の上、調査を行います。 これらの調査結果を踏まえ、多数のヒシクイ、マガン、コクガンが生息及び休息地として利用している箇所から離隔を確保できるよう事業計画を検討いたします。 また、河川に関しては直接改変を行わない計画ですが、濁水対策として設置する沈砂池からの排水が河川に流入することのないよう、排水方向を含め検討いたします。 上記の方針にて現地調査を行い、KBAにおける生息環境を把握した上で、その結果を踏まえて事業計画の見直しを含めた環境保全措置を検討したいと考えております。
3	3. 計画地は道北では数少ない自然植生が広範囲にみられる場所であり、自然林を保護するために事業は行うべきではない これまで道北では多くの風力発電事業が沿岸地域や丘陵地域の採草地で計画され建設されてきた。しかし、本計画の対象事業実施区域の内陸部は人為の影響が比較的小なく、自然植生が広範囲でみられる。本アセス図書でも、対象事業実施区域の大半が植生自然度9のエゾマツ、トドマツなどの針葉樹自然林、もしくは、これら針葉樹種に広葉樹種が混交する針広混交林の自然林であることが示されている。これら森林のほぼ全域は国有林であり、かつ保安林に指定されている。 本事業の実施は、広範囲の自然林の伐採が伴うことが予想され、伐採樹木本数は数十万本であり、現在のような原生林に近い森林に戻るのには数百年単位の時間を要する。本事業の実施によって、貴重な道北の自然環境が広い範囲で改変されることは避けるべきであり、本事業は実施すべきではない。	本事業は方法書段階であり、風力発電機のヤード、管理用道路及び土捨場等の設置を想定する範囲を包含して対象事業実施区域を広めに設定しております。そのため、対象事業実施区域をすべて改変する訳ではなく、今後の手続きにおいて、調査、予測及び評価の結果を踏まえた上で環境への影響を可能な限り低減できるよう改変区域を検討いたします。 植生自然度9の区域については、現況の植生を詳細に把握するため、現地調査時に植生調査において、群落組成表を作成し、当該地域における適切な自然度の区分を設定いたします。その結果を踏まえた上で事業計画の検討を行い、地形改変や樹木伐採等の影響を可能な限り回避するとともに、回避が難しい場合には、改変面積や樹木伐採を最小化する環境保全措置等を検討いたします。 なお、当社では過去にも保安林内で風力発電事業を実施した実績がございますが、その際には関連する林野官庁により保安林の機能を損なわないような事業計画となっているか厳しく審査いただく仕組みとなっております。
4	4. 鳥類への累積的影響を正しく評価して計画地を選定すべきである 対象事業実施区域の周辺には、既設の川南ウインドファーム、天北ウインドファーム、さらきとまないウインドファーム、上勇知ウインドファーム、ユース宗谷ウインドファームがあり、建設中の(仮称)北海道(道北地区)ウインドファーム豊富、(仮称)樺岡風力発電事業、(仮称)川西風力発電事業、(仮称)芦川風力発電事業が存在する。さらには、(仮称)宗谷丘陵南風力発電事業、(仮称)豊富山風力発電事業、(仮称)宗谷丘陵風力発電	対象事業実施区域の周辺には、既に稼働している風力発電施設や、計画中の風力発電事業が複数存在することから、累積的影響の検討に当たっては、環境影響評価図書等の公開情報の収集を行うとともに、他事業者との情報共有に努めます。共有いただいた諸元を基に、鳥類についても累積的な影響を予測いたします。また、その結果を踏まえた上で、事業計画を検討いたします。

	事業、猿払村および浜頓別町における風力発電事業、（仮称）勇知風力発電事業など複数の風力発電事業が環境影響評価手続き中である。対象事業実施区域周辺は、オオワシやオジロワシ等の海ワシ類およびノスリの渡りのルートにあたるが、上記のように風力発電事業が過密状態にあり、これら既存事業および計画が対象事業の存在と相まって生じる累積的影響が懸念される。累積的影響が発生しないように、十分に計画地を検討すべきである。	
5	5. 自然環境への懸念がある地域の自然環境の調査地点が不足している 宗谷丘陵地区の対象事業実施区域南東側の幌尻山から北側の 206.0m 三角点の間の稜線周辺と、対象事業実施区域北東側の 295.1m 三角点は、対象事業実施区域の中でも自然林および自然草原が最もまとまった面積で存在する地域である。これら地域では風力発電施設が広範囲で建設予定であるにも関わらず、哺乳類、爬虫類、両生類、昆虫類、鳥類、植物などの動植物、および生態系の調査予定地点が皆無である。このような特に自然度の高い地域での調査が欠落している調査地点の配置計画では、事業による自然環境への影響を十分に正しく評価することは不可能である。事業予定地の中でも特に自然環境への影響が大きい、幌尻山から 206.0m 三角点の間の稜線周辺と、295.1m 三角点周辺の動植物および生態系の調査地点を大幅に増やすべきである。	調査地点については、対象事業実施区域及びその周辺の既存文献で得られた現存植生の状況等を踏まえて地点を設定しております。宗谷丘陵地区における、幌尻山から 206.0m 三角点の間の稜線周辺と、295.1m 三角点周辺の地域については、現地の状況や今後の風車の配置の検討状況に応じて、確実に網羅できるように任意踏査のルートとして設定するとともに、必要に応じて調査地点としての追加を検討いたします。

表 2-1 (2) 方法書について提出された意見と事業者の見解

【意見書その 2】

No.	一般の意見	事業者の見解
6	1. 基本的な考え方について - 風力発電施設（以下、風車という）の導入は地球温暖化対策等に果たす役割や必要性があるというのが国の見解ではあるが、私たちは貴重な自然環境や周辺住民の生活環境に悪影響を及ぼすような風車建設計画については、様々な問題があると考えます。 - 加えて、現状では、本計画の対象地域において豊かな生態系が織りなす景観の重要性が十分に認識されておらず、また全ての動植物等の生態について明らかになっていない部分が多いものと考えます。 - このような中で、大型で大規模な風車が建設されることは、今後、永きにわたり本地域における自然環境を大きく損なう恐れがあることから、事業規模の大幅な縮小または計画の中止を求めます。	方法書においては文献その他の資料をもとに調査、予測及び評価の手法を検討した段階となります。ご懸念のとおり、当該エリアは貴重な自然環境が残っていると考えておりますが、調査がされていないところもあり、まずは方法書に対するご意見を踏まえた上で調査を行い、動物の生息状況及び植物の生育状況を把握し、環境への影響を最小限に抑えることができるよう、事業計画を検討いたします。 調査、予測及び評価の結果は準備書でお示しいたします。また、皆様のご理解を得られるよう、適宜説明会を実施しながら情報共有に努めます。
7	2. 意見書の提出方法について - 意見書の提出について、意見書様式に従い縦覧場所に備付けの意見書箱に投函か郵送とのことであるが、メールでの受付を行うように改善すべきです。 - インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く住民や道民からの意見を求められるよう、印刷ができるようにすることや、縦覧期間終了後も閲覧できるようにするなど、広く率直に計画内容を公表する態度が重要です。環境影響評価図書の印刷及びダウンロードについては、北海道環境影響評価審議会も公開するように要望しております。	メールでの意見書の受付に関しては、中継される経路やサーバーの不具合でメールが消失する可能性があることや使用しているメールソフトによっては正しく表示されない場合があること、ウイルス等のセキュリティ上の観点も踏まえ、引き続きご意見は郵送または意見書箱でいただくことといたしました。 図書の閲覧に関しては、配慮書以降の対応として、当社による環境影響評価図書の公開期間を最大 1 年間と従来よりも延長するとともに、環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省）からも閲覧できるようにしております。図書のダウンロードについては、発電所に係る環境影響評価の手引（経済産業省）によれば、「方法書のインターネット上での公表に当たっては、当該図書が事業者の著作物であることや事業者以外の者が作成した地図、写真、図形などを含むことが多く、当該図書の無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう留意する必要がある。また、方法書に関する著作権法上の権利は事業者に帰属するため、当該事業者以外の者がこれらの図書やその記載内容を取り扱う際にも、著作権法に基づく対応が必要となる。」とされており、仮に他者が使用した場合においても、弊社としては「無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう留意する」ことは難しいものと考えため、前述の注意事項に基づき、引き続き印刷・ダウンロードは不可とせざるを得ないと考えております。
8	3. イトウへの影響について - 配慮書の事業想定区域について、国立研究開発法人国立環境研究所の主幹研究員である福島路生氏は 2023 年 10 月 12 日付の声明『北海道宗谷丘陵で進められる風力発電開発の絶滅危惧種イトウへの影響について』において、「イトウの道北地方における 4 つの安定個体群の生息域、特に産卵域と大きく重複する」、更には「同じく猿払川支流石炭別川支流の 2 本のイトウ産卵河川を包含する (Fukushima2001)」ことから「本開発計画が実行されれば、後述のような多岐にわたる影響がイトウに及ぼされることは必至であり、国内に残された最後の健全な生息域が脅威にさらされることは避けられない」と述べています。 - 今回の方法書では、配慮書に比べ事業計画範囲は狭まったものの、イトウが生息する流域であることには変わりありません。そのような事からも絶滅危惧種であるイトウの生息地や産卵場所への影響がある地域での事業計画に中止を求めます。	ご意見のとおり、宗谷丘陵地区の対象事業実施区域周辺は、イトウの国内最大の産卵地になっており、本事業では、配慮書から方法書に至る段階で、イトウの生息域である猿払川水系の上流域を事業区域から除外する形に対象事業実施区域の絞込みを行っております。一方で、除外したエリアの他にもイトウの生息域が分布していると認識しております。 イトウに対する保全としては、専門家や有識者へヒアリングを行いながら、まずは調査において詳細な生息状況を把握するとともに、予測及び評価の結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すべく、工事中の土工量の抑制を含めた事業の見直しを行い、河川、沢筋及び水源からの距離を確保できるように改変区域を検討いたします。 また、濁水が河川に到達しないように、濁水対策として沈砂池、土砂流失防止柵及び切盛法面の緑化等の対策を実施するとともに、沈砂池からの排水方向についても検討いたします。
9	4. 当該地域の自然の重要性和風力発電施設建設計画の在	ご意見のとおり、当該地域が含まれる宗谷地方では、ガ

	り方について ・当該地域が含まれる宗谷地方は、渡り鳥にとっては国内有数かつ国際的にも重要な渡り経路が存在し、特に水鳥にとって国際的に重要な生息地であるラムサール条約登録湿地、国指定鳥獣保護区、およびバードライフ・インターナショナルと公益財団法人日本野鳥の会が指定する重要野鳥生息地 (IBA) などが複数あり、この宗谷地方がいかに豊かな生態系を有しているかを示しています。 ・既存および計画の他の風力発電事業を含め、宗谷地方を覆うような風車建設計画体に対しては、一度破壊されたら修復が困難な生態系の保全などに関して様々な問題点があると考えます。 ・このような中で、急激な風車建設が宗谷地方に集中することにより、今後、永きにわたって同地域において持続的に利用可能な観光資源としての自然環境を大きく損なう恐れがあると懸念しています。宗谷地方をおおう多数の風車群や個々の事業内容とその影響を十分に理解したうえで、十分に時間をかけて風車建設の是非を協議すべきと考えます。	ン・ハクチョウ類等の渡り鳥に係る飛翔行動がみられると認識しております。本事業の現地調査においては、ガン・ハクチョウ類等の渡り鳥の移動経路の詳細を把握して、風車配置等に反映するとともに、専門家等からの助言を踏まえて、適切な手法により予測及び評価を行い、生態系の保全に努めます。 宗谷地方に風車建設が集中するとのご指摘について、この地方は日本国内においても極めて風力発電事業に適した地域ではありますが、どの程度の基数または設備容量までが許容され得るのか、今後も地域への事業計画のご説明・対話を通じ検討してまいります。 観光資源としての評価について、景観の感じ方には個人差があるものと考えておりますが、一例としてユーラス宗谷岬ウインドファームを含んだ景色・写真は稚内観光協会作成の公式観光ガイドブックや観光ポスターに採用されており、本地域の特徴ある景観として捉えていただいているものと認識しております。
10	5. 鳥類 ・サロベツ地方は、日本とロシアの間を渡る渡り鳥の主要かつ国際的に重要な渡り経路となっています。ここは多くの鳥類が渡ることが予測されるため、猛禽類のみならず水禽類や小鳥類などが風車により受ける影響は大きいと予測されます。このようなことから、あらかじめ風車の建設を避けるべき場所です。 ・宗谷丘陵はオジロワシ・オオワシが日本とサハリン間を渡る主要な経路です。既存の風車群がオジロワシ・オオワシに対して、障壁影響を及ぼしていることが懸念されるため、主要な渡りの経路では取りやめを含む風車の立地により影響を回避すべきです。	当該地域を含めたサロベツ地方は、オジロワシ、オオワシを始めとする希少猛禽類や渡り鳥等の渡りの経路となっており、本事業においては、バードストライクの影響を適切に予測及び評価することが重要課題の一つと認識しております。 現地調査では、対象事業実施区域の周辺の鳥類の生息状況や渡りの状況を詳細に把握し、その結果をもとにバードストライクのリスクを含む鳥類への影響について予測及び評価いたします。その結果、鳥類に対する重大な影響があると判断した場合には、風車配置の見直しを含めた環境保全措置を検討することにより、可能な限り影響を低減できるよう検討いたします。
11	6. 騒音および低周波音、超低周波音による影響について ・風車建設予定地より最寄りの住宅等まで 500m とあまりにも至近距離であることから、低周波音や風車騒音による影響が出る可能性が危惧されます。北海道内の研究機関によると、2018 年石狩湾新港周辺 4 事業による累積的影響評価を行った結果、5km 以上離れている石狩市・札幌市・小樽市において多くの住民に圧迫感・振動感を感じさせ、睡眠障害の疾患も生じ得るという結果が予測されています。 ・昨年、貴社による風車の稼働が始まった北見市常呂地区について、昨年 12 月の北見市議会定例議会において、風車騒音の苦情が報告されています。 ・これらのことから、最新の知見等の情報に基づいた確実な方法により調査、予測を実施して、影響の回避を必ず行うべきです。	方法書においては風力発電機を設置する可能性がある場所を風力発電機の設置検討範囲として広めに設定しております。そのため、まずは「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」（環境省総合環境政策局、平成 23 年）を基に、風力発電機から 300m 以上 400m 未満までの距離にある民家において継続している苦情等が最も多く発生している調査結果が報告されていることから、本事業でも最低限 500m の離隔を確保することを示したものであり、住宅から 500m の位置に風車を建設することを決定事項ではございません。風力発電機のサイズが大きくなっていることや騒音においては地形等により伝搬特性が異なることから、現地調査により現況の騒音レベルを把握した上で、稼働後の騒音レベルを予測及び評価いたします。また、環境省においても、苦情等が発生していたものの、対策により改善した風力発電施設を対象に、その具体的な改善方策等を調査する等、引き続き風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態調査が行われており、過去の事例を踏まえた上で指針値が設定されておりますが、最新知見等も参考にいたします。これらの結果を踏まえた上で、住宅等から離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。
12	7. 累積的影響について ・現在、宗谷管内では 200 基を超える風車が稼働しており、550 基を超える風車のアセスが進められており、すべて稼働すると 770 基を超え宗谷地方を覆うような状況になります。アセスにおいては、単独事業の評価のみであることから、各事業者と連携をとるべきで、そのようなことが行われなければ、事業の中止を検討すべきです。	対象事業実施区域の周辺には、既に稼働している風力発電施設や、計画の風力発電事業が複数あることから、累積的影響の検討に当たっては、環境影響評価図書等の公開情報の収集を行うとともに、他事業者との情報共有に努めます。また、共有いただいた諸元を基に、他事業の進捗状況に応じて、環境影響評価項目を選定の上、累積的な影響を予測いたします。

13	8. 以上のことから、この計画は地域住民やこの地域の自然景観や自然環境を愛する多くの人々に十分な説明を行い、住民参加・合意形成をじっくり計って進める姿勢が取られているとはいえず、今後計画を進めるに当たってはより一層の住民参加・合意形成を計る努力を行うことが必要であり、もしその意思がないのであれば計画は撤回すべきです。	方法書縦覧開始前の 2024 年 1～3 月にかけて関係市町村の近隣地区を中心に計 10 回の事業説明会を開催し、本事業について地元の理解を得るように努めました。確定した予定ではありませんが、今後も適宜（例：現地調査終了後の結果共有、準備書届出前等）対象事業実施区域の近隣地区を中心に法定外の事業説明会を実施する予定です。説明会を通じてご意見をいただきながら、今後も引き続き、皆様のご理解を得られるよう、説明会等を通じて合意形成に努めます。
----	--	---

表 2-1 (3) 方法書について提出された意見と事業者の見解

【意見書その 3】

No.	一般の意見	事業者の見解
14	■環境影響評価図書の縦覧 ・周知方法 環境影響評価図書の縦覧と意見書の募集に係る周知は、貴社のホームページに限らず、回覧やポスター掲示、チラシ配布、関係機関のHP上での掲載など、関係者の協力を得て、より多くの人に周知するよう努力をすべきです。関係市町村のホームページにも情報が掲載されていましたが、稚内市と幌延町ではわかりにくい場所に掲載されていたため、目にとまりやすいトップページに掲載してもらうようお願いすべきです。	縦覧及び意見書の提出に関しては、当社ホームページの他、新聞公告（北海道新聞、日刊宗谷、日刊留萌新聞）、関係地域（北海道、稚内市、猿払村、豊富町、幌延町、天塩町）のホームページ、環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省）へのリンク掲載により、周知をいたしました。 なお、より多くの方へ周知できるよう、引き続き周知方法については検討いたします。
15	■環境影響評価図書の縦覧 ・閲覧方法 環境影響評価図書の縦覧場所は土日にも開館している場所も含まれるようになり、インターネット上での閲覧の際には見出しで各項目に移動し確認しやすくなりましたが、依然としてダウンロードや印刷ができません。数百ページもある環境影響評価図書を縦覧場所、またはパソコン上のみで閲覧しながら意見書を作成することは、現実的な方法ではありません。縦覧期間が過ぎてしまうと環境影響評価図書を整合して実態を確認することもできません。環境影響評価図書の内容が実際の事業実施区域の状況と齟齬がないかを地域住民等が精査可能なことが、環境影響評価の信頼性を確保し、地域との合意形成を図るうえで不可欠です。そのため、縦覧期間後も地域の図書館などで、環境影響評価図書を常時閲覧可能にし、随時インターネットで閲覧とダウンロード、印刷を可能にすべきです。また、多くの事業者が実施しているように、関係する自然保護団体等に対して事前に相談した上で紙媒体の図書を提供すべきです。	ご意見のとおり、インターネットでもページをめくりやすいよう、しおり機能を用いてPDFに見出しをつけさせていただきました。なお、インターネットで公開される環境影響評価図書の印刷やダウンロードを不可としている理由としては、データの改ざん等、図書の悪用・乱用を防ぐ目的から行っているものになります。また、「発電所に係る環境影響評価の手引」（経済産業省、令和6年）においても、『方法書のインターネット上での公表に当たっては、当該図書が事業者の著作物であることや事業者以外の者が作成した地図、写真、図形等を含むことが多く、当該図書の無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう留意する必要がある。また、方法書に関する著作権法上の権利は事業者に帰属するため、当該事業者以外の者がこれらの図書やその記載内容を取り扱う際にも、著作権法に基づく対応が必要となる。』とされており、仮に他者が使用した場合においても、弊社としては「無断複製等の著作権に関する問題が生じないよう留意する」ことは難しいものと考えため、前述の注意事項に基づき、引き続き印刷・ダウンロードは不可とせざるを得ないと考えております。 一方で、当社による環境影響評価図書の公開期間を最大1年間と従来よりも延長するとともに、環境影響評価情報支援ネットワーク（環境省）からも閲覧できるようにしております。
16	■騒音調査 風力発電機の大型化に伴い、騒音による健康等への影響被害が増大する恐れがあります。風力発電設置検討範囲から2km以内に農家があり、1km以内には曲渕の集落があるため、これらの地域で健康被害が生じないよう入念な調査をすべきです。	騒音においては地形等により伝搬特性が異なることから、現地調査により現況の騒音レベルを把握した上で、稼働後の騒音レベルを予測及び評価の結果を踏まえた上で、住宅等から離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。なお、環境省においても、苦情等が発生していたものの、対策により改善した風力発電施設を対象に、その具体的な改善方策等を調査する等、引き続き風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態調査を行われており、過去の事例を踏まえた上で指針値が設定されております。
17	■水質調査 事業区域はイトウ・サクラマス・サケ・カラフトマスなどの産卵河川となっているため、春・夏・秋という枠組みではなくこれらの魚類の産卵期・稚魚の降下時期のそれぞれ平水時・降雨時に水質調査を行うべきです。また、水量が増加する春の雪解け期（4月上・中旬）にも調査を追加すべきです。風力発電施設設置の検討範囲は豊富町と猿払村の尾根上の分水嶺上にあることから、猿払村側にも影響が出る可能性があります。このため、猿払村の該当する集水域を網羅するよう猿骨川流域・カリベ川流域等に調査地点を追加すべきです。稚内市側でも影響が懸念されるため、ニタトロオマナイ川等も調査地点に追加すべきです。上記の魚類への影響が懸念されるため、調査項目は流量とSSだけでなく、最低限pH、DO、BODを追加すべきです。	水質の調査時期については、各種魚類の産卵時期に合わせて1～2か月程度調査時期をずらしたとして、調査結果は大きく変わらないと考えており、平水時の春・夏・秋をそれぞれ代表する各1日の調査及び降雨時の調査で現況を把握できるものと考えております。 調査地点については、基本的には本事業の影響を把握できるよう、人の安全を確保した上で上流域へのアクセスが可能な地点に設定しておりましたが、ご指摘のとおり、集水域を網羅できていない地点については、適宜、下流域に調査地点を設けること等を検討いたします。 また、環境影響評価における水質調査においては工事中の影響を把握するため、SS（浮遊物質量）を指標とした水の濁りを調査いたします。なお、ご懸念の点を踏まえて、pH、DO、BODについても調査項目に追加することを検討いたします。

18	■鳥類 ・オジロワシ、オオワシ 宗谷丘陵地区の西側はオジロワシ・オオワシが11月から12月にかけて集まり、渡り経路として利用していますので、この時期の調査回数を増やし、生息状況を十分に把握すべきです。 ・チュウヒ 上幌延地区の中央部ではチュウヒが繁殖している可能性があるため、調査回数を増やし、生息状況を十分に把握すべきです。 ・ガン類・ハクチョウ類、小鳥類 ガン・ハクチョウ類、小鳥類は目視が難しい夜間に渡ることが多いため、レーダー調査を春と秋に実施し、渡り状況を把握すべきです。 ・タンチョウ サロベツで繁殖するタンチョウは11月に豊富町から浜頓別に移動して道東の越冬地に向かい3月に道東の越冬地から浜頓別を経由し、豊富町に戻ってくることがわかっているため、タンチョウの調査を追加し、渡り状況を把握すべきです。	オジロワシ、オオワシやガン類、ハクチョウ類、小鳥類を含めた渡り鳥調査については、専門家の助言を踏まえて設定しており、秋の渡り時期の調査回数についても増やして設定いたしました。調査時期に関しては、ご意見を踏まえ、11月から12月にかけての渡りを含めた時期に調査を実施することを検討いたします。 渡り鳥調査では、今後、地域特性や遮蔽物の状況を精査しながら、暗視機器又はレーダー等の活用を検討し、夜間の飛跡や通過状況の記録に努めます。 また、上幌延地区の調査実施に当たっては、チュウヒに十分に留意して実施いたします。 タンチョウについては、既存文献等を踏まえると、対象事業実施区域内に繁殖地が存在する可能性は低いと考えておりますが、対象事業実施区域内を移動する可能性もあり、今後の調査において生息状況を適切に把握いたします。
19	■航空障害灯による誘引 風力発電機設置に伴う航空障害灯により夜行性の昆虫や鳥類、コウモリ類が誘引される可能性があるため、風力発電機設置検討範囲に複数の地点を設置し、同様の光を当てた場合の誘引による影響を調査すべきです。	風力発電機設置に伴う航空障害灯については、昆虫類を誘引しにくいとされるLEDの採用を予定しております。そのため、捕食者である鳥類やコウモリ類の誘引も抑制できるものと考えます。
20	■魚類 春・夏・秋という枠組みではなく、イトウ・サクラマス・サケ・カラフトマスのそれぞれの産卵期・稚魚降下期に調査を実施すべきです。大型魚は淵に隠れるなどして網類では捕獲されない可能性があるため、電気ショッカーによる調査を追加すべきです。風力発電施設設置の検討範囲は豊富町と猿払村の尾根上の分水嶺上にあることから、猿払村側にも影響が出る可能性があります。このため、猿払村の該当する集水域を網羅するよう猿骨川流域・カリベ川流域等に調査地点を追加すべきです。また、稚内市側でも影響が懸念されるためニタトロオオマナイ川等も調査地点に追加すべきです。上幌延地区では事業地内の調査地点が少なく、風力発電機の設置検討範囲の近くで調査地点が設定されていない支流があるため、KA-F6の北東側とKA-F5の東側の紫色に塗り潰した範囲にある河川に調査地点を追加すべきです。	調査時期については、専門家の助言を受けながら、イトウやサクラマスの産卵期等に留意しつつも、魚類全般の生息状況を把握できる時期を設定しております。ただし、イトウについては、調査圧（調査員の立ち入りによって対象種が人に警戒したり、調査による影響を受けてしまう点）に配慮して、産卵期後に調査を実施する予定です。また、調査機器については、公的機関の許可が得られれば、電気ショッカーの利用を検討いたしますが、一方で個体への影響も懸念されます。専門家等の助言も踏まえながら、適切な手法により調査を実施いたします。調査地点については、宗谷丘陵地区での狩別川流域や、上幌延地区でのご指摘の箇所での調査も検討いたします。
21	■景観 春夏秋冬の季節ごとに視界がよい天気の日を選び調査を実施し、景観調査の眺望点に沼川みのり公園、豊富温泉街を追加すべきです。	景観調査に当たっては、季節ごとに天候が良く、視界の良好な日に実施いたします。また、沼川みのり公園や豊富温泉街につきましては、現地で対象事業実施区域の視認状況を確認の上、調査地点の追加を検討いたします。
22	■景観 ・景観に対する影響評価手法 景観は環境影響評価で垂直見込み角によって評価されていますが、鉄塔の評価基準ですので、風車の評価基準として利用するのは相応しくありません。この地方では広々とした風景そのものに価値があるため、圧迫感の有無による評価基準は当てはまりません。視認可能な垂直見込み角では何本か並んで一体として見えても1本として判断し、水平見込み角は評価しないという判断基準は、ブレードが回転する範囲が球形に見える風車が複数並んでいることを想定しておらず、この地域の景観の価値を適切に評価することができません。風車は水平に複数が並んでいると一体のものとして見えるため、1本1本の高さではなく、累積的な水平見込み角を評価基準とすべきです。また風車の景観的評価は人の考え方に大きく依存することが明らかになっています（道北で増える風力発電について考える	景観への影響については、主要な景観資源への影響評価を行うものとして検討を行っておりますが、眺望点と風力発電機の位置関係を踏まえて、広範囲のフォトモンタージュ等を作成した上で、水平視野の予測についても検討いたします。 風車配置の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュを作成し、いただいたご意見を踏まえ、垂直見込み角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行います。

	(2021/12/12) 松島肇氏の講演内容より)。自然保護団体、景観に対して敏感で影響を強く受ける地元在住で日頃から風車を眺める場所に住む人、各種自然関連施設の利用客から意見を聞いて影響を判断することも重要です。	
23	■地域協議会の設置と情報の公開 これらの環境影響評価の情報を地域の利害関係者が参加する開かれた場で共有し意見を述べるができる協議会を定期的に開催すべきです。	方法書縦覧開始前の 2024 年 1～3 月にかけて関係市町村の近隣地区を中心に計 10 回の事業説明会を開催し、本事業について地元の理解を得るように努めました。確定した予定ではありませんが、今後も適宜（例：現地調査終了後の結果共有、準備書届出前等）対象事業実施区域の近隣地区を中心に法定外の事業説明会を実施する予定です。説明会を通じてご意見をいただきながら、今後も引き続き、皆様のご理解を得られるよう、説明会等を通じて合意形成に努めます。

表 2-1 (4) 方法書について提出された意見と事業者の見解

【意見書その 4】

No.	一般の意見	事業者の見解
24	1. 事業想定区域は日本のイトウ繁殖地の核心部である。 協議会の調査では、現在、北海道内で比較的安定してイトウの繁殖が確認される水系は7水系のみである。事業想定区域は、猿骨川、鬼志別川、声間川、天塩川の4水系の本支流を含むが、このうち猿骨川、声間川、天塩川の3水系はいずれも比較的安定してイトウの繁殖が確認される水系であり、この3水系で確認されたイトウの産卵床の数は全道の約4割を占める。 事業想定区域に含まれる上記4水系の本支流（以下、河川）の数は、国土地理院数値地図に準じて計数すると宗谷地区20河川、上幌延地区19河川の計39河川で、そのうち少なくとも19河川でイトウの繁殖が確認され、さらに、事業想定区域内でイトウの繁殖が確認されている河川は少なくとも8河川に達する。これら8河川では、全ての産卵床が事業想定区域内で確認されており、その総数は、道東の釧路川水系全体で確認された全産卵床数の約2倍、風連川水系全体で確認された全産卵床数に匹敵する（協議会データ）。 このように高密度でイトウの産卵床が分布するエリアは他に類を見ないものであり、事業想定区域は、日本のイトウ繁殖地の核心部であると評価できる。こうしたイトウの保全上極めて重要な区域において、森林伐採や河川への土砂流出等（後述）、イトウの繁殖や生息に負の影響を及ぼすと考えられる大規模な風車建設事業を計画することは、不適切である。	森林伐採による影響や河川への土砂流出等について、宗谷丘陵地区の対象事業実施区域周辺は、イトウの産卵地が存在しており、産卵床の後背地となる上流域の山系で造成工事を行うことから、森林伐採や河川への土砂流出等について、ご懸念されていると認識しております。 土砂流出等に伴う濁りについては、改変により細粒土砂が流入し、イトウの産卵床まで濁水が到達する場合には影響を及ぼす可能性があります。濁水が河川に到達しないように、濁水対策として沈砂池、土砂流失防止柵及び切盛法面の緑化等の対策を実施するとともに、沈砂池からの排水方向についても検討いたします。 イトウに対する保全としては、専門家や有識者へヒアリングを行いながら、まずは調査において詳細な生息状況を把握するとともに、予測及び評価の結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すべく、工事中の土工量の抑制を含めた事業の見直しを行い、河川、沢筋及び水源からの距離を確保できるように改変区域を検討いたします。
25	2. 本事業に伴う森林伐採による流量減少等の負の影響 本事業では最大120～160基の大型風力発電機が設置される予定だが、その際には既設の水源涵養保安林を解除し、大規模な森林伐採が行われることとなる。水源涵養保安林として保護されてきた森林を伐採すれば、河川への流量調節機能を高度に保つことは困難となる。 2021年夏季に、事業想定区域を含む宗谷地方の河川において渇水・高水温によるイトウの大量死が確認され、各種メディアでも報道されたことは記憶に新しい。協議会の調査では、翌2022年に当地の大半の繁殖河川において例年と比較し大幅な産卵床の減少を確認している。まだ、2023年の調査でも未だ回復の兆しが見られない繁殖河川を複数確認しており、渇水や高水温がイトウの存続に及ぼす負の影響は大きいと考えられる。 こうした渇水や高水温による負の影響から宗谷地方のイトウを保全するためには、河川への流量調節機能を有する流域の森林保全が不可欠である。それに逆行し、これまで水源涵養保安林であった森林を大規模に伐採する本事業の実施は、渇水や高水温を緩和する流量調節機能を阻害し宗谷地方のイトウの絶滅リスクを上昇させるものであると考えられ、不適切である。	本事業は方法書段階であり、風力発電機のヤード、管理用道路及び土捨場等の設置を想定する範囲を包含して対象事業実施区域を広めに設定しております。そのため、対象事業実施区域をすべて改変する訳ではなく、今後の手続きにおいて、調査、予測及び評価の結果を踏まえた上で環境への影響を可能な限り低減できるよう改変区域を検討いたします。 流量の減少については、本事業は産卵床の後背地となる上流域の山系で造成工事を行うこととなりますが、その改変箇所は限定的かつ表面的なものであるため、山の保水力に影響を及ぼす可能性は低いものと考えております。 イトウに対する保全としては、専門家や有識者へヒアリングを行いながら、まずは調査において詳細な生息状況を把握するとともに、予測及び評価の結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すべく、工事中の土工量の抑制を含めた事業の見直しを行い、河川、沢筋及び水源からの距離を確保できるように改変区域を検討いたします。 渇水対策として沈砂池、土砂流失防止柵及び切盛法面の緑化等の対策を実施するとともに、沈砂池からの排水方向についても検討いたします。
26	3. 本事業に伴う河川への土砂流出等による負の影響 最大120～160基の大型風力発電機の設置に際しては、大規模な森林伐採のほか、各設置箇所における切土・盛土等の整地作業や基礎造成作業、作業道・管理道の敷設作業等が大規模に行われることとなる。これらはいずれも、現地の植生による被覆を消失もしくは減少させ、または土壌の露出や浸食を増加させることにより、降雨時や融雪期等における河川に流出する土砂量の増加をまねく恐れがある。流出する土砂量の増加によりイトウの産卵場所に堆積する土砂量が増加すると、産卵床の造成自体や、溶存酸素量等の産卵床内部環境の変化を通じてイトウの卵の発生	また、調査実施の際には、溶存酸素量(DO)の調査項目への追加を検討する他、本事業を実施する際には、気温上昇による高水温や溶存酸素低下への対策についても、学術機関や地域関係者の皆様と協議して効果的な対策を講じていきたいと考えております。 なお、環境影響評価とは別途、当社では過去にも保安林内で風力発電事業を実施した実績がございますが、その際には関連する林野官庁により保安林の機能を損なわないような事業計画となっているか厳しく審査いただく仕組みとなっております。

	や仔魚の生育に負の影響を及ぼすと考えられる。 こうしたイトウの繁殖に負の影響を及ぼすと考えられる事業を、日本のイトウ繁殖地の核心部(1.を参照)において実施することは不適切である。	
27	4. 林道交差部におけるカルバート等の設置による負の影響 本事業における作業道や管理道の設置に際しては、それらが河川を横断する場所に橋梁を設置せず、ボックスカルバートやパイプカルバート等を設置するカルバート工が採用される可能性が高い。しかし、カルバート工はイトウの産卵遡上等を阻害する移動障壁となり、河川の連続性を消失させる恐れがあることが指摘されている。 カルバートと河川との接合部において、洗堀により河床が低下し落差が形成される場合があり、その落差が大きいとイトウの遡上等が阻害される。また、河川規模と比較して径の小さなカルバートを設置した場合、増水時に倒流木等が引っかかって目詰まりを起こし、イトウの遡上等が妨げられる場合がある。さらに、ボックスカルバートについては、カルバート内で一様に水深が低下し流速が上昇することで、遡上個体がカルバート内を泳ぎきることができず、途中で力尽きて流れに押し戻されてしまう場合がある。こうしたボックスカルバートにより、落差が形成されていなくても、成魚が上流域の繁殖場所に到達できない状況も観察されている。 イトウの産卵遡上等を阻害する移動障壁となり、河川の連続性を消失させる恐れがあるカルバート工の実施が見込まれ、その管理も適切かつ継続して実施されるか不明である本事業を、日本のイトウ繁殖地の核心部(1.を参照)において実施することは不適切である。	現時点では本事業における作業道や管理道工事の際には河川横断が発生する場合のカルバート工事内容については要否を含めて確定しておりません。なお、万が一、カルバートを設置することになった場合は、イトウの産卵遡上等を阻害することなく、河川の連続性を消失しないように配慮した設計や工事を実施いたします。
28	5. 本事業に係る環境影響評価手続きにおいてイトウに関する検討が適切になされていない。 貴社による「(仮称) 宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書」によると、第6章の「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」において、魚類の調査地点として「対象事業実施区域及びその周辺の河川域」に調査地点を宗谷丘陵地区12地点、上幌延地区13地点それぞれ設定して、春季・秋季の2回捕獲法による調査を実施し、調査内容の詳細として「投網、タモ網、定置網、カゴ網、サデ網等により魚類を捕獲し、種名及び個体数を記録する。また、調査地点周辺において、サクラマスやアメマス等のサケ科魚類の産卵床がないか目視確認を行う。」としている。広大な事業実施想定区域に対し、こうした非常に限定的な定点・回数による一般的な調査手法では、イトウの分布、生息の状況及び生息環境の状況を適切に把握することは極めて困難であり、分布等について著しく過小評価となることが予想される。また、そうした非常に限定的なイトウ（及びその産卵床）の在/不在データ等から、具体的にどのような影響の予測や評価が実施されるのかも不明である。さらに、別途水質（浮遊物質量及び流量）に係る調査も予定はされているものの、イトウの生息や繁殖と関連させた予測や評価の実施については明記されていない。他にも、「上位性注目種の選定」においては、エゾヒグマやキタキツネ等が選定されているが、イトウは選定すらされていない。 そもそも第4章の「第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」における「動物の重要な種への影響の予測結果」（表4.3-16(3)）において、動物の重要な種としてイトウも掲載されているが、その「予測結果」として、「事業実施想定区域内に主な生息環境が存在するが、風力発電事業の性格上、生息環境が改変を受ける可能性が低い」とあるため、生息環境の変化に伴う影響は	調査時期、調査手法については、専門家の助言を受けながら、イトウやサクラマスの産卵期や確認方法等に留意しつつも、周辺事業でも実績があり、魚類全般の生息状況を把握できる時期や手法を設定しております。ただし、イトウについては、調査圧（調査員の立ち入りによって対象種が人に警戒したり、調査による影響を受けてしまう点）に配慮して、産卵期後に調査を実施する予定です。 また、対象事業実施区域及びその周囲を特徴づける環境としては、自然林、植林地、二次林等の樹林地や、牧草地、草原等の草地を挙げており、事業による直接改変を行わない河川域に生息する魚類のイトウは生態系の上位性注目種としては該当しないものと考えております。なお、生態系の注目種としては選定していないものの、重要な種であると考えており、動物の項目において調査結果を踏まえ、イトウへの影響を適切に予測及び評価いたします。 また、土砂流出等に伴う濁りについては、改変により細粒土砂が流入し、イトウの産卵床まで濁水が到達する場合には影響を及ぼす可能性があります。濁水が河川に到達しないように、濁水対策として沈砂池、土砂流失防止柵及び切盛法面の緑化等の対策を実施するとともに、沈砂池からの排水方向を検討いたします。 河川に到達しないよう事業を計画することを前提といたしますが、河川に流入する場合には沈砂池の容量及び降雨条件から排水量及び浮遊物質量を予測の上、最新の知見等を基に事業への影響を評価いたします。

	生じない。」とされており、また、「(3) 評価 (b) 評価結果」(4-72)においても「河川域に主に生息する昆虫類 2 種、魚類 23 種、河川域に主に生息する底生動物 11 種については、風力発電事業の性格上、生息環境が改変を受ける可能性が低いため、地形改変及び施設の存在による影響はない。」とされている。 上記 2～4 で指摘したとおり、本事業に伴う森林伐採による流量減少、河川への土砂流出、林道交差部におけるカルバートの設置等によるイトウに対する負の影響が懸念される中、こうした懸念に係る調査や予測、評価が適切に実施されることが現時点で既に期待できない状況である。 本事業と近接したエリアで計画されている事業として、ENEOS リニューアブル・エナジー株式会社による「(仮称) 宗谷丘陵南風力発電事業」があり、同事業の計画段階環境配慮書に係る北海道知事による意見が出されている。その知事意見では、「特に、イトウについては、生息環境である河川の水環境等への影響を回避又は十分低減できることを裏付ける、科学的根拠に基づいた具体的な指標等を設定した上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施すること。」とされている。本事業においても同様に、イトウに関し、生息環境である河川の水環境等への影響を回避又は十分低減できることを裏付ける、科学的根拠に基づいた具体的な指標等を設定した上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施すべきであり、それが期待できない現状の計画については不適切であると言わざるを得ない。	
29	かつて北日本の 45 水系でイトウの生息が記録されているが、その多くは絶滅している。最大の繁殖地が事業想定区域を含む宗谷管内に残されたのは、これまでイトウの繁殖や生息を脅かす大規模な開発事業の影響を受けてこなかったことがその要因の一つと考えられる。上記 1～5. の問題点等に鑑み、あらためて、本事業の中止を求めるものである。	本事業では、配慮書から方法書に至る段階で、イトウの生息域である猿払川水系の上流域を対象事業実施区域から除外する形に事業実施区域の絞り込みを行っております。一方で、除外したエリアの他にもイトウの生息域が分布していると認識しております。 イトウに対する保全としては、専門家や有識者へヒアリングを行いながら、まずは調査において詳細な生息状況を把握するとともに、予測及び評価の結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すべく、工事中の土工量の抑制を含めた事業の見直しを行い、河川、沢筋及び水源からの距離を確保できるように改変区域を検討いたします。 また、濁水が河川に到達しないように、濁水対策として沈砂池、土砂流失防止柵及び切盛法面の緑化等の対策を実施するとともに、沈砂池からの排水方向についても検討いたします。

表 2-1 (5) 方法書について提出された意見と事業者の見解

【意見書その 5】

No.	一般の意見	事業者の見解
30	風力発電事業の建設計画地域周辺は、日本最大の淡水魚「イトウ」の数少ない生息地であり国内最大の生息地域である。風力発電事業は、山間部、河川周辺での塔体・送電線網・管理道路や付帯施設の建設に伴い、イトウを含む魚類と河川に依存する猿払村の水道水源に甚大な影響を及ぼす恐れがある。河川・海への土砂流入、森林減少により森林本来の保水力低下が想定され、降雨時の土砂流入増加、融雪の早期化、河川の増水や渇水等の極端な水位変動と水温上昇が危惧され、水系全体の環境変化や湿地の乾燥化も危惧される。管理道路等が河川を横断した場合、河川交差部の工作物（カルバート等）がイトウを含む魚類の移動障害となることが危惧される。建設計画地域の大部分は保安林となっており、一部の森林は貧弱で更新困難地に指定され、その天候特性により植林等の回復処置、代替地の選定等は困難であり、建設中や事業開始後も近年の気候変動（高気温・豪雨・少雨）の影響が顕著に出ると予想される。また、建設計画地域の地質は「砂岩、泥岩等」で構成されており地すべりが発生しやすく、渇水や土砂の流入が懸念される。特に「イトウ」は河川の源流部から海までを生息水域としている魚で、風力発電事業による環境変化がその生息に大きく影響する可能性が高い。また、事業実施区域は猿払村の水道水源の集水域が複数存在する地域でもあり、産業・住民の生活に大きな影響を及ぼす恐れがある。以上のことから「（仮称）宗谷管内風力発電事業」の中止を求めます。	宗谷丘陵地区の対象事業実施区域周辺は、イトウの国内最大の生息地域であり、事業の実施に伴う土砂流入による渇水や、森林伐採による渇水、カルバート設置による移動経路分断等をご懸念されていると認識しております。 渇水については、改変により細粒土砂が流入し、イトウの産卵床まで渇水が到達する場合には影響を及ぼす可能性があります。渇水が河川に到達しないように、渇水対策として沈砂池、土砂流失防止柵及び切盛法面の緑化等の対策を実施するとともに、沈砂池からの排水方向についても検討して配慮いたします。水道水源については関係自治体にヒアリングを行っており、水源の位置や集水域を踏まえた上で、必要に応じて、調査地点を追加する等、適切に対応いたします。 渇水については、本事業は生息地の背景にある上流域の山麓で造成工事を行うこととなりますが、その改変箇所は限定的かつ表面的なものであるため、山の保水力に影響を及ぼす可能性は低いものと考えております。 また、カルバートの設置要否自体が未確定の段階ですが、仮にカルバートを設置することになった場合は、イトウの産卵遡上等を阻害することなく、河川の連続性を消失しないように配慮いたします。
31	1. 日本最大の淡水魚「イトウ」を含む魚類の生息環境への影響 イトウ学名 (<i>Parahucho perryi</i>) は、日本最大の淡水魚でサケ目サケ科イトウ属に分類され、国内では北海道に限られた地域（15 水系、うち猿払村内 4 水系）の河川や湖沼に生息し、環境省・北海道レッドリスト IB 類「絶滅危惧 EN」、IUCN（国際自然保護連合）のレッドリスト「絶滅危惧 CR」に分類され減少の一途をたどっている。性成熟は 4 年から 8 年かかり 3 月～5 月にかけて河川の上流部で産卵し、他のサケ類と違い産卵後に死なず、一生のうち何度も産卵を繰り返す。寿命は長く、15～20 年以上生きるといわれ、その生活史の中で源流から下流の本支流や湖沼、小支流、湿地帯、河口周辺の汽水域、海の全てを利用するため、風力発電事業とそれに伴う管理道路、付帯施設の工事や森林伐採等による影響を受けやすい。事業の建設や稼働後の水位変動、水温上昇により声間川、鬼志別川、猿骨川、サロベツ川、猿払川の生息域への影響が危惧される。また、事業建設予定地の尾根沿の環境改変面積が広大であり産卵河川や小支流にいたるまで河川環境へ及ぼす影響が広く、産卵特性上河川上流部から源流部を利用するイトウの産卵河川・孵化・稚魚の生息場所、産卵遡上時の水位・時期、場所の変化・減少とイトウの再生産に甚大な影響を及ぼすと予想され、特に猿骨川・鬼志別川水系の産卵河川では、現状でも孵化率の低下を複数年確認していることから、事業による産卵地域への影響が増すと個体群の絶滅も危惧される。イトウの産卵河川、区域の殆どがサケ・サクラマス・カラフトマスなどの産業魚類の産卵域と重なることから漁業への影響も危惧される。また、宗谷では生息河川の少ない環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類 VU のオショロコマが生息する河川も含まれ希少な地域個体群が絶滅する恐れもあるため、同事業を進めることを容認できない。	ご意見のとおり、宗谷丘陵地区の対象事業実施区域周辺は、イトウの国内最大の産卵域地域であるとともに、サケ・サクラマス・カラフトマスやオショロコマ等のサケ科魚類生息、産卵の可能性についても認識しております。 本事業では、配慮書から方法書に至る段階で、イトウの生息範囲である猿払川水系の上流域を対象事業実施区域から除外する見直しを行っております。一方で、除外したエリアの他にもイトウの生息域が分布していると認識しております。 イトウをはじめとしたサケ科魚類に対する保全としては、専門家や有識者へヒアリングを行いながら、まずは調査において詳細な生息状況を把握するとともに、予測及び評価の結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すべく、工事中の土工量の抑制を含めた事業の見直しを行い、河川、沢筋及び水源からの距離を確保できるように改変区域を検討いたします。
32	2. 水道水と水源涵養保安林の指定解除の影響	当該保安林区域は、風況が良いことや比較的平坦な地形

	建設計画地域の森林のほぼ全域が、水源涵養保安林であり、それを源とする河川が猿払村の水道の水源となり、住民・水産加工業・農業を含む事業者へ供給されている。猿払村の取水方法は川から直接取水するため、濁水や濁り、土砂流入の影響を受けやすい。建設計画地域では「保安林」を解除し、広範囲に尾根沿いの掘削、樹木の伐採が予想され、風車、管理運搬道路の建設、沈泥池、残土置場等の付帯施設の建設を含めると広大な面積の環境改変が生じることから、今後、建設予定地周辺から流れる河川水量の著しい減少が想定される。元々猿払村の水道水源は、気候的に雨量が少ない事や水源の森林が貧弱なことから水源水量が潤沢とは言えないため、さらなる水量減少は村民の生活に大きな影響を及ぼすとともに、湿地の乾燥化など猿払村全体の自然環境にも影響を及ぼす可能性が高く、2021年夏期に発生した河川の濁水と高水温、溶存酸素低下などによるイトウを含む魚類の大量死が常態化する恐れもあるため、同事業を進めることを容認できない。	であるため、建設工事や輸送が相対的に容易であることから改変面積を低減し、環境への影響を最小限に抑えることができると想定し、対象事業実施区域を絞り込んでおります。対象事業実施区域に保安林が位置しているものの、今後事業計画が具体化した段階で調査、予測及び評価の結果も踏まえながらさらに絞り込みを行うとともに、保安林の機能を損なわない計画とすべく、関係機関と協議の上、適切に計画を修正する予定です。また、環境影響評価とは別途、国有林の貸付・使用許可制度の中でも、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」の観点から審査されますので、ご懸念を払拭できるよう事業計画を検討いたします。 環境影響評価における水質調査においては工事中の影響を把握するため、SS（浮遊物質量）を指標とした水の濁りを調査いたします。なお、ご懸念の点を踏まえて、溶存酸素量(DO)等の調査項目の追加を検討いたします。 また、本事業を実施する際には、気温上昇による高水温や溶存酸素低下への対策についても、学術機関や地域関係者の皆様と協議して効果的な対策を講じていきたいと考えております。
33	3. 風車本体が起こす影響 環境影響評価方法書には、風車が人に与える影響について記述されているが、ローターが起こす風、超低周波音、振動等による「動植物への影響」についての調査は不十分だと思われる。ローターが起こす風、超低周波音、振動等により、その地域に現在生息している生き物の安定していた生態系が変化する恐れがあり（例、植物の種子や花粉の拡散状況、生息分布）他の地域の植生にも影響が出る可能性がある。 鳥類のバードストライクやコウモリ類に及ぶ影響が報告されていることに加え、多くの動物が建設工事や風車稼働後の環境変化、超低周波音、振動等により、生息域を追われ生態系のバランスが崩れ、ヒグマ出没の多発化など地域住民の生活にも影響が出る恐れがあるため、同事業を進めることを容認できない。	工事の実施や施設の稼働に伴う騒音、超低周波音、振動等による環境変化に伴い影響を及ぼす可能性が考えられる種として哺乳類や鳥類を想定しております。これらの種に関しては、専門家の助言を踏まえ、まずは調査において詳細な生息状況や、鳥の営巣地等を把握するとともに、予測及び評価の結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すべく、改変区域について検討いたします。 なお、風力発電機による風況の変化が生じる範囲は最大でもローター後方のローター直径の最大10倍程度の範囲内にとされており、風力発電機により風エネルギーは減じられることから、植物種子の飛散範囲は風力発電機を設置前に比べて遠方まで及ぶことはないと考えられます。また、風力発電機により電気エネルギーに変換される風エネルギーは地域全体の風エネルギーに占める割合としては極めて限定的で、無視できる量であると考えられ、地域の風況に与える影響は少なく、植物の種子や花粉の拡散状況、生育分布には影響を及ぼさないと考えております。
34	4. ホタテ漁への影響 猿払村の基幹産業である「ホタテ漁」は、年間水揚げ量51,634トン、10,693百万円（令和3年末実績）の水揚げを誇る。森林は河川を通じて海につながっており、山から川の流れによって栄養分や有機物が海に供給され、この供給された栄養分が海洋生態系の豊かさや漁業資源の形成に大きく寄与されていることは現在では常識となっており、この山・川・森の循環が風力発電事業により大きく損なわれる恐れがある。風力発電事業の工事、および稼働後の森林減少、土砂流入の増加・河川水量の減少・水温上昇・水質変化等に起因する海洋環境の変化が起きた場合、ホタテの生息環境への影響や漁獲量の減少が想定され、事業計画区域内に該当する猿払村を含む各市町村の漁業・水産加工業・運送業等、多岐にわたる影響が危惧される。よって同事業を進めることを容認できない。	本事業の実施による土砂流出等に伴う濁りについては、改変により細粒土砂が流入し、河川まで濁水が到達する場合には海洋環境まで影響を及ぼす可能性があります。濁水が河川に到達しないように、濁水対策として沈砂池、土砂流失防止柵及び切盛法面の緑化等の対策を実施するとともに、沈砂池からの排水方向についても検討いたします。 なお、弊社はこれまで数々の風力発電事業を手掛けており、近くで漁業が営まれている発電所も複数ございますが、近隣の漁業者様から風力発電機の設置によって、漁獲量の低下、収穫物の品質の低下等の苦情をいただいたことはございません。
35	5. 方法書による魚類の調査方法等 方法書における魚類の調査方法では、イトウの生息や産卵環境への影響を評価するには、不適切且不十分である。また、説明会では猿払村の水道水源に関する配慮、影響回避は事業者の責任ではなく土地所有者にあると説明され、法律や手順に従いそれらの調査・影響評価も実施しないということから、本事業において水道水源及びイトウ生息への配慮は著しく欠落するのは明白であり、環境省、	魚類の調査手法については、専門家の助言をいただきながら、イトウの産卵期や確認方法等に留意しつつも、周辺事業でも実績があり、魚類全般の生息状況を把握できる時期や手法を設定しております。ただし、イトウについては、調査区（調査員の立ち入りによって対象種が人に警戒する点）に配慮して、産卵期後に調査を実施する予定です。また、前提として、濁水については、改変により細粒土砂が流入し、イトウの産卵床まで濁水が到達する場合には影響

経済産業省、北海道知事から出された意見書を軽視する言動や、希少種、天然記念物が生息する環境や地域住民のライフラインに配慮する姿勢が著しく欠落し、自然環境、動植物への配慮と事業の推進の両立が今後さらに求められる再生可能エネルギー事業に携わる企業としての資質が無いと言わざるを得ないため、同事業を進めることを容認できない。	を及ぼす可能性があります、濁水が河川に到達しないように、濁水対策として沈砂池、土砂流失防止柵及び切盛法面の緑化等の対策を実施するとともに、沈砂池からの排水方向についても検討して配慮いたします。 水道水源については関係自治体にヒアリングを行っており、水源の位置や集水域を踏まえた上で、必要に応じて、調査地点を追加する等、適切に対応いたします。 また、配慮書に対していただいたご意見を踏まえて方法書の事業計画を検討いたしましたが、今後も方法書に対する経済産業大臣勸告、北海道知事意見及び住民意見を踏まえた上で、事業計画を検討いたします。
--	---

表 2-1 (6) 方法書について提出された意見と事業者の見解

【意見書その 6】

No.	一般の意見	事業者の見解
36	既に町内に建設、稼働している風車で生じている問題を解決しないまま、事業を進めていることに憤りと違和感を感じます。別の事業者が建設した風車との複合的な影響への調査なしにこの事業を進めることに強く反対します。環境の保全の見地からいえば、山頂や山林を改変して、巨大な人工物を建設することで各所に多大な影響を与えることは明白です。 稼働済みの風車から学び、近隣の住民への聞き取りなどに基づいて様々な調査を行い、そこから得られるデータを蓄積し、安心、安全な事業であると示していただきたいです。それが難しいのであれば、本事業はこの地域で進めるべきではないと思います。 日々、風車と共に暮らす一町民からの意見です。	今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて、環境への影響を低減できるよう、事業計画を検討いたします。また、対象事業実施区域の周辺には、既に稼働している風力発電施設や、計画中の風力発電事業が複数あることから、累積的影響の検討に当たっては、環境影響評価図書等の公開情報の収集を行うとともに、他事業者との情報共有に努めます。また、共有いただいた諸元を基に、他事業の進捗状況に応じて、環境影響評価項目を選定の上、累積的な影響を予測いたします。 当社の道北地域において稼働中の事業については今後、事後調査を実施し、報告書を取りまとめの上、一般の皆様にも公表いたします。 また、当社の稼働中の事業に対して住民の皆様よりいただいたご意見に対して、当社の事業に起因したものであると確認できた場合には、責任をもって対応してまいります。

表 2-1 (7) 方法書について提出された意見と事業者の見解

【意見書その 7】

No.	一般の意見	事業者の見解
37	1. 地域住民との合意形成について 本事業での風力発電設備の配置について、方法書の中では一番近い住宅への離隔距離が 1km 以下と非常に近接した配置案となっている。その場合における近隣の住民生活への影響は甚大なものとなることは容易に予想される。この為、事業者がこの方法書に沿って事業を実際に行う場合は、近隣の住民との合意を形成することを必須とするべきである。また合意が得られない場合には、風力発電設備の配置の変更や事業の取りやめをもって近隣住民の意向に沿う対応を取ることを求める。 事業者と住民との意見交換の場では、近隣住民の合意を得られない場合において、住民側に住居の移転を求める意向だという発言が事業者側からあったが、このような傲慢な事業推進方針は決して容認されるものではない。また上記の意見交換の場において、転居に伴う損失については事業者として補償の意思はなく、住民側が司法機関にその判断を仰げばよいとの発言があったが、事業者には地域住民との良好な関係性を構築する意思が皆無であることを象徴している。事業者は「地域住民の生活の保護」を最優先事項として事業を行うことを近隣住民として強く求める。特に、景観の阻害、低周波音を含む騒音問題、風車の影による視覚的被害について、住民が受ける影響を真摯に考慮した対応をするのが事業者としての健全な姿勢である。	方法書においては風力発電機を設置する可能性がある場所を風力発電機の設置検討範囲として広めに設定しております。そのため、まずは「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書（資料編）」（環境省総合環境政策局、平成 23 年）を基に、風力発電機から 300m 以上 400m 未満までの距離にある民家において継続している苦情等が最も多く発生している調査結果が報告されていることから、本事業でも最低限 500m の離隔を確保することを示したものといたします。 なお、報告書の当時より風力発電機のサイズが大きくなっていることや騒音においては地形等により伝搬特性が異なることから、現地調査により現況の騒音レベルを把握した上で、稼働後の騒音レベルを予測及び評価の結果を踏まえた上で、住宅等から離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。 説明会においては、当社としては工事中の環境基準や稼働後の指針値を守った事業計画を検討することは大前提でございますが、万が一、稼働後に指針値等の評価基準を超過しておらず、苦情をいただくような場合には、ご意見を伺いながら、住居の移転も一つの選択肢としてご相談をさせていただきたい旨をお伝えしたものです。 なお、その他の項目についても調査、予測及び評価の結果を踏まえた上で環境への影響を低減できるよう、事業計画を検討いたします。 また、当社の稼働中の事業に対して住民の皆様よりいただいたご意見に対して、当社の事業に起因したものであると確認できた場合には、責任をもって対応してまいります。
38	2. 住民への説明不足 過去複数回事業と住民との意見交換の場が設けられたが、例外なく事業者により中途半端な状況で打ち切られている。時間を理由に一方的に音響設備の電源を切られた事例も発生している。これでは「意見交換の場を設けた」「住民との対話をしている」事には到底ならない。環境アセス法で定められている方法書の説明会に於いても同様であり、こちらからの質問に十分な回答を得られていないのが現状である。率直に言って、事業者からの説明に多くの住民は満足していない。それどころか質問に対する回答を受け取っていない状況で「説明会を実施した」という主張には虚偽が含まれていると言わざるを得ない。事業者が住民に誠意を持って対応する意思があるならば、住民が納得するまで対話の場を設けるべきである。	方法書縦覧開始前の 2024 年 1～3 月にかけて関係市町村の近隣地区を中心に計 10 回の事業説明会を開催し、本事業について地元の理解を得るよう努めました。確定した予定ではありませんが、今後も適宜（例：現地調査終了後の結果共有、準備書届出前等）対象事業実施区域の近隣地区を中心に法定外の事業説明会を実施する予定です。説明会を通じてご意見をいただきながら、今後も引き続き、皆様のご理解を得られるよう、説明会等を通じて合意形成に努めます。 なお、会場確保の時間が不足したことによりご不便をお掛けいたしましたこと、申し訳ございませんでした。会場の都合により、時間が不足してしまった説明会については、当日ご参加いただいた方々と当日お約束させていただいたとおり、別途追加日程を設定し、説明会を実施させていただきました。当日お約束をさせていただいたとおり、今後も皆様のご要望に応じて説明会を開催させていただきます。
39	3. 環境アセス基準と現状の齟齬 事業者が近接する地域で既に行っている風力発電事業では、騒音や電波障害などの被害が多く発生している。その何れも事業者が予測した数値が環境アセスの基準値内であり、また現状も確かに基準値内であるにも関わらず、住民は想定以上の被害を被っている。 この事を踏まえ、事業者は企業倫理に則って、アセス法の基準だけでなく、実際の地形や生活環境、特に他事業との累積的影響について事業の詳細を決定するべきである。	今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて、環境への影響を低減できるよう、事業計画を検討いたします。 ご指摘のとおり、対象事業実施区域の周辺には、既に稼働している風力発電施設や、計画中の風力発電事業が複数あることから、累積的影響の検討に当たっては、環境影響評価図書等の公開情報の収集を行うとともに、他事業者との情報共有に努めます。また、共有いただいた諸元を基に、他事業の進捗状況に応じて、環境影響評価項目を選定の上、累積的な影響を予測いたします。 また、当社の稼働中の事業に対して住民の皆様よりいただいたご意見に対して、当社の事業に起因したものであると確認できた場合には、責任をもって対応してまいります。

		す。
40	4. 住民の人生 風力発電事業は、その近隣に於いて日々生活をする住民の人生に大きく影響を与える事をもっと事業者は自覚すべきだ。定められた基準内だからといって何をしても許されるわけではない。利益の為に他者の人生を壊す権利を事業者は保有しない。	今後も現地調査終了後の結果共有、準備書届出前等のタイミングにおいて、対象事業実施区域の近隣地区を中心に法定外の事業説明会を実施する予定です。説明会を通じてご意見をいただきながら、引き続き、皆様のご理解を得られるよう、丁寧な説明に努めてまいります。

表 2-1 (8) 方法書について提出された意見と事業者の見解

【意見書その 8】

No.	一般の意見	事業者の見解
41	1. 水源涵養について 自治体職員として水道事業（設計・維持管理）に携わった経験から懸念される点について申し上げます。 猿払村の 6 水系はいずれも宗谷丘陵を源とし、鬼志別川をはじめ主要な河川は村内水道事業の水源となっています。ご承知のとおり、どの河川も決して豊かな水量を誇るものではなく、点在する集落ごとに浄水施設を有し、供給をしています。安定した水量を確保するためには、「水がめ」としての涵養林の存在が欠かせません。しかしながら、水源上流部の森林は保水力に乏しく、また、脆弱な地盤とも重なり、降雨時などは間髪をおかず、濁水が下流まで到達します。本来であれば、水源上流部は森林の湛水力を高めて保全されなければなりません、現状では厳しい状況が続いています。 風力発電ではありませんが、釧路川水系の河川上流部で、道路工事の影響による濁水流入の事案が発生しました。 濁水流入では、生息するイトウの産卵床形成に大きな支障があり仮に産卵をしても、定着することができずに下流に流されてしまうという事態にまで発展しています。 自治体は早急な手だてをとっていますが、このような事態の発生は、どこでも起き得ることだと考えます。 今回の事業ではどうでしょうか。資材搬入のための道路敷設や、風車周辺の樹木伐採による地表面の露出、張芝や種子の吹付などの策は講じられると思いますが、元々、保水力が弱いということを考えれば不安の払拭には至りません。実際、降雨による流量の急激な増加で、下流域にある小石地区では、河川付近の住民の一時避難もありました。氾濫発生時に一刻の猶予も許されない状況で水位が上昇したことを考えれば、住民生活への不安感は非常に大きいものとなります。	山の保水力は、山の堆積あるいは集水する水源の減少の程度が基準となります。本事業は産卵床の後背地となる上流域の山系で造成工事を行うこととなりますが、その改変箇所は限定的かつ表面的なものであるため、山の保水力に影響を及ぼす可能性は低いものと考えております。 また、環境影響評価とは別途、国有林の貸付・使用許可制度の中でも、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」の観点から審査されますので、ご懸念を払拭できるよう事業計画を検討いたします。 また、濁りについては、改変により細粒土砂が河川に流入し、イトウの産卵床まで濁水が到達する場合には影響を及ぼす可能性があります、濁水が河川に到達しないように、濁水対策として沈砂池、土砂流失防止柵及び切盛法面の緑化等の対策を実施するとともに、沈砂池からの排水方向についても検討いたします。 水道水源については関係自治体にヒアリングを行っており、水源の位置や集水域を踏まえた上で、必要に応じて、調査地点を追加する等、適切に対応いたします。
42	2. 渡り鳥の南下・北上に関する懸念 風車（ブレード）への猛禽類の衝突については、従前より指摘されているところですが、他社の既存施設においてもバードストライクの事案は発生しております。建設が予定されているエリアと飛行ルートとの関係は調査を待たなければなりません、現状ではオオワシ・オジロワシの渡りルートであることは間違いありませんし、オジロワシについては、営巣している個体もあるので、成鳥はもちろん、幼鳥の衝突も懸念されます。	当該地域を含めたサロベツ地方は、オジロワシ、オオワシを始めとする希少猛禽類の渡りの経路となっており、本事業においては、バードストライクの影響を適切に予測及び評価することが重要課題の一つと認識しております。 環境影響評価における現地調査では、対象事業実施区域の周辺の鳥類の生息状況や渡りの状況を詳細に把握し、その結果をもとにバードストライクのリスクを含む鳥類への影響について予測及び評価いたします。その結果、鳥類に対する重大な影響があると判断した場合には、風車配置の見直しを含めた環境保全措置を検討することにより、可能な限り影響を低減できるよう検討いたします。
43	3. 風力発電事業本体について 北海道新聞にて、風力発電事業の将来について貴事業者の考え方について記事が掲載されていましたが、記事は要約されて掲載されていますので、全体像についての受け止め方は難しい点があるものの、将来的な水素製造や DC への電力供給に触れられていました。今回の事業は巨大で事業者サイドからすれば、一大事業であることは理解いたします。しかしながら、道内の送電線網整備について確固としたスケジュールも示されていない現状や、水素製造にしても、供給先は道央あるいは本州とも言われ、当該自治体に住む私たちとしては釈然としないものもあります。 果たしてこれほどの出力を作り出すために、宗谷丘陵だけに 100 基超の風車建設が必要なのでしょうか。DC や半導体産業の進展はあるのでしょうか、そこに費やす電力を生み出すための方策は多様でなければならないと思います。	本事業は送電線網整備が外部環境に依存するため、現状では不透明な部分が多く、また水素製造や DC への電力供給についても確たる内容ではなく、現在は他企業との業務提携も踏まえながら、多方面で事業性の検討を行っている段階でございます。 国がカーボンニュートラルを進める中で再生可能エネルギーの更なる普及は不可欠であると当社としては考えております。風力発電事業においては風の弱いエリアでは発電機から得られる発電量が見込めず、それに対して宗谷地方は国内でも屈指の好風況エリアであり風力発電事業の最大の適地と言えます。電力需要のもとと少ない宗谷エリアで、こうした事業計画が立ち上がることにについて、地元の方が感じられる想いは様々あるものと理解いたします。 一方で、当社としては地元の方をないがしろにするような

ます。 私は宗谷を、愛情込めて「辺境の地」と呼んでいます、そこで暮らす人たちの思いがなかなか通らないことに落胆することもしばしばです。設置数を半数にすればいいというものでもありませんが、大都市圏への電力供給に、人が少なく邪魔するものもないところで電気を作るのがいいとは思いません。 最後に、方法書に対する意見書であることは重々承知していますが、そぐわない内容となってしまいました。 しかしながら、立地予定に暮らす私たちは、異を唱えるあるいは再考を促す手立てが限られてしまいます。 風力発電事業については、真っ向から否定するものではありませんので、ご理解いただきたいと思います。 猿払村にとって、森と川と海は「生命線」なのです。これらの営々と受け継がれてきたつながりに影を落とすことのないような進め方を切に希望します。	事業開発はあってはならないものと考えており、将来的に地元の方々に応援していただけるような事業計画や積極的に地域貢献の検討を進めてまいります。 自然環境や生活環境については今後の調査、予測及び評価を踏まえて環境への影響を低減するとともに、対象事業実施区域の近隣地区を中心に法定外の事業説明会を実施することで皆様のご理解を得られるよう、説明会等を通じて合意形成に努めます。
--	--

表 2-1 (9) 方法書について提出された意見と事業者の見解

【意見書その 9】

No.	一般の意見	事業者の見解
44	環境省第六次環境基本計画(案)にある第3章個別分野の重点的施策の展開 119P25 の「我々の暮らしを支える基盤としての健全な生態系を確保するために、2030 年までに 26 陸と海の 30%以上を保全する 30by30 目標の達成を指標」に大きく離れます。 鳥類の樺太半島からの飛来地の重要拠点でありその保全に大きな障害となります。 また 4.3 調査、予測及び評価の結果に対してですが地震や台風等の風水害や火災に対する具体的な対応が一切明記されておらず現在の環境保全も将来の復帰という風力発電のガイダンスの必須要項も満たしていません。 距離も 0.5km 近辺から多数の住宅地があり影響必至であります。 こういった大規模な環境破壊の原因である不安定電力の設備と電気代の高騰につながる風力発電の開発は中断と撤回を強く希望します。 対策として「低減します、配慮します」の文言の繰り返しだけで具体策や低減の指標が全く示されていません。 過疎地で反対する人々が少なく、国有地でまとまった土地を確保し易いに行った理由での風力発電の開発は北海道の現在の豊かな自然を将来的に撤去不能なゴミとオイルの不毛の地となることであり、その一步をここで止めて下さい。	ご懸念いただいている地震や台風等の風水害や火災については環境影響評価とは別途許認可手続きにおいて対応いたします。 風力発電機の耐震性・耐風性については、発電用風力設備の技術基準(発電用風力設備に関する技術基準を定める省令)が定められており、10 分間平均風速 50m/s まで耐えられる仕様となっております。構造については風力発電設備支持物構造設計指針の改定等により見直されております。 災害については国有林の貸付・使用許可制度の中でも、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」の観点から審査されますので、ご懸念を払拭できるよう事業計画を検討いたします。 火災については自動消火設備を取り付けるとともに、緊急時にはすぐに駆け付けられるよう、連絡体制を明確にいたします。 また、方法書においては風力発電機を設置する可能性がある場所を風力発電機の設置検討範囲として広めに設定しております。そのため、まずは「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書(資料編)」(環境省総合環境政策局、平成 23 年)を基に、風力発電機から 300m 以上 400m 未満までの距離にある民家において継続している苦情等が最も多く発生している調査結果が報告されていることから、本事業でも最低限 500m の離隔を確保することを示したものであり、住宅から 500m の位置に風車を建設することを決定事項ではございません。なお、この離隔距離で十分であるとの考えはなく、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて、環境への影響を低減できるよう、風車配置を検討いたします。 また、方法書は文献その他の資料に基づき、調査、予測及び評価の手法を取りまとめたものであり、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて、具体的に環境保全措置を検討し、準備書においてお示しいたします。

表 2-1 (10) 方法書について提出された意見と事業者の見解

【意見書その 10】

No.	一般の意見	事業者の見解
45	生態系の攪乱、自然度の高い植生喪失の恐れがあることから本事業計画の撤回を求めます。	対象事業実施区域及びその周辺の生態系、植生については、まずは調査において詳細な生息・生育状況を把握するとともに、予測及び評価の結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すべく、事業計画の検討をいたします。回避が難しい場合には、改変面積や樹木伐採を最小化する環境保全措置等を検討いたします。
46	■自然維持タイプの森林 幌尻山から北に伸びる宗谷丘陵の稜線は森林維持タイプの森林として施業されています。自然維持タイプの森林とは、「生態系として森林の重要性を踏まえた観点から、原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など、生物多様性保全機能の発揮を第一とする森林」1)であり、「原生的な天然林からなる自然景観の維持、動植物の保護など、自然環境を保全することを重視して森林を守り育てる」1)施業がなされています。この稜線の北半分はササ群落であり、根系の発達が浅く、土砂流出を起こしやすい植生です。南半分には樹齢 150 年を超えるエゾマツ、トドマツの天然林が分布します。この稜線は更新困難地です2)。一度失えば再生は困難です。ここの樹木を伐採したり、土地を改変したりしないでください。 1) 関東森林管理局国有林の機能類型 https://www.rinya.maff.go.jp/kanto/policy/business/kokyuurinnokinouruikata.html 2) 宗谷森林管理区第 6 次施業実施計画図	ご指摘いただいた森林維持タイプの森林については、まずは調査において詳細な生育状況を把握するとともに、予測及び評価の結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すべく、事業計画の検討をいたします。回避が難しい場合には、改変面積や樹木伐採を最小化する環境保全措置等を検討いたします。 なお、ササ群落等、根系の発達が浅く、土砂流出を起こしやすい植生箇所を改変することになった場合には、環境影響評価とは別途、国有林の貸付・使用許可制度の中でも、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」の観点から審査されますので、ご懸念を払拭できるよう事業計画を検討いたします。
47	■ヒグマ 対象事業実施区域とその周辺はヒグマのすみかです。そこに風車を多数設置することは、彼らの生活を攪乱することです。特に、低周波音や超低周波音に対する彼らの反応は解明されていません。 海外では哺乳類の風車の忌避 (displacement) が報告されています3)。それによると、影響範囲は、トナカイで 5km 以上、オオカミで 5km 程度とあります。これは看過できない数値です。ヒグマの場合はどうなのでしょう。同報告書によれば、国内でのエビデンスはないとのこと。もし、ヒグマなどの大型哺乳類に対する影響範囲が数 km に及ぶならば、風車は明らかに生態系を攪乱しているといえます。 対象事業実施区域周辺にはすでに 175 機の風車が稼働しており、今後本事業を含めて約 500 機が設置される計画です。ますますヒグマの生息地が奪われて、ふもとの集落に出現する頻度が増加することは十分に予想されます。 ヒグマを含む大型哺乳類に対する風車の影響についてのエビデンスが十分に蓄積され、精度の高いモデルが構築されるまで本事業は中止すべきです。 3) 「陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題 (平成 31 年 3 月)」陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題に関する委員会	工事の実施や施設の稼働による環境変化に伴うヒグマ等の哺乳類への影響については、まずは調査において詳細な生息状況を把握するとともに、予測及び評価の結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すべく、事業計画を検討いたします。回避が難しい場合には、改変面積や樹木伐採を最小化する環境保全措置等を検討いたします。また、騒音や超低周波音による動物への影響については最新の知見を確認しながら、適切に事業計画を検討いたします。

表 2-1 (11) 方法書について提出された意見と事業者の見解

【意見書その 11】

No.	一般の意見	事業者の見解
48	1 どうかご英断を いつも大変お世話になっております。貴社の説明会にて、個々人の意見を丁寧に拾い上げて下さり、また参考図書「静かなる技術倫理」に関心を持って頂きましてありがとうございます。自分用にもう一冊持っていますので、どうか多くの社員の皆様に一読して頂けると大変有難いです。 NHK のニュースでも浜里でのバードストライク問題を情報開示して下さい、貴社の真摯な姿勢に感銘を受けました。この度の各意見書も含め、引き続き地域に寄り添って下さいますようお願い申し上げます。 さて本題に入ります。第一のお願いとして、今後全ての宗谷管内における従来型風力発電事業の中止をお願いいたします。2025 年度終了の事業におきましても、景観及び絶滅危惧種、地域住民の生活への害が生じていますが、今後工夫改善をすることでぎりぎり許される範囲かと存じます。 しかし、今後の大規模計画に踏み切ることは、宗谷の大切な基幹産業である酪農や自然環境、人工物が少ない景観が魅力の観光資源、そして何よりもイトウや猛禽類、シマアオジ等の絶滅危惧種への影響が多大なものとなり、大きな社会問題に発展することが予測されます。特に鳥類減少は世界の現境問題として海外メディアでも取り上げられる可能性があります。世界で事業を展開されている貴社にとって、豊かな自然環境を破壊する社会問題は死活問題となることでしょう。計画や図書作成、現地調査、環境アセスメント、自治体とのやりとり、法的な問題等かなりの年月とお金を費やす大規模計画。環境問題で大きな難点を持つこの計画に時間とお金を費やす代わりに、現境に出来るだけ負荷がかからない新たな再生可能エネルギー事業や既に貴社で展開されている太陽光発電事業を、あらゆる可能性を探りながら展開されていくことをご期待申し上げます。 「宗谷管内風力発電事業」に対し殆どの該当市町村首長が賛成ということをお聞きしました。この大規模風力発電計画が与える産業や観光への長期的な悪影響を軽視し、短期的な経済収入を重視されている訳ですが、宗谷の魅力とブランドが何であるかを客観視せず、宗谷のブランド価値が半減する危険性に気づかれていないのだろうと推測します。地域の産業と観光を本当に守るためには、これまでの風力発電事業で留まるのが賢い選択と思っておりません。経済発展のための企業誘致は決して悪いことではありませんが、肝心なことはその地域に住んでいる人々の健康を害さないこと（究極の例が水俣病）、その地域の自然や動植物へ大きな害をもたらさないこと、その地域の産業を衰退させないこと、また観光資源に害を与えない事業であることと考えます。今回の大規模計画はこれら全ての項目への害が予測されます。是非環境負荷の少ないプロジェクトを立ち上げられ、地元の経済活性化と自然環境保護、地元産業の発展が両立するような魅力ある事業展開を視野に入れて頂きたく存じます。貴社が率先して最大限環境に配慮した事業を実行されることで、他の事業者も倫理の大切さに気付き方向転換してくれることと思います。	共有いただいた図書「静かなる技術倫理」については、当社稚内支店員、札幌支店員、本社環境影響評価担当者にて順次読ませていただいております。 従来型風力発電事業＝大型の風力発電事業を指しているものと思料いたします。説明会でもご説明をさせていただきましたとおり、太陽光発電は、地域分散電源として住宅の屋根等に設置し、可能であれば電気自動車と組み合わせ、一般家庭の電力需要を賄うために利用する場合においては、電源としては優れた面もあると考えますが、産業用の大規模電源として評価する場合、現時点では風力発電が比較的環境負荷が少なく、かつ効率的に発電ができる手段であると当社としては考えております。メガソーラーと呼ばれる大規模な太陽光発電との比較を例としますと、太陽光発電が面の開発、風力発電事業が点の開発と言われているように、山の斜面等に太陽光パネルを設置するためには大幅な造成・改変面積を要するのに対し、風力発電は風力発電機を組み立てるヤードと風力発電機を輸送するためのアクセス路等の部分的な改変に留まり、相対的に環境負荷の観点においては風力発電事業の方に優位性があるものと考えております。 宗谷の基幹産業である酪農や自然環境をはじめとする観光資源については当社としても重要と考えており、本事業との調和を図ることは事業者としての責任であると考えております。本事業ではございませんが、当社が道北ですでに事業を開始している事業においては事業から得られる収益の一部を様々な地元の関係機関に有効な使い道がないかヒアリングを行っております。本事業につきましても、今後、地元の方の様々な意見を伺いながら地元の方々にとって応援していただけるような事業開発を目指すことや、地域貢献等の施策を検討したいと思います。
49	2 方向転換の道筋 環境に害の少ない事業に方向転換して頂くためには、風	方法書に対していただいた住民の皆様からのご意見については事業者の見解とともに、準備書にも掲載を予定し

	力発電事業推進派の自治体関係者や主導する国、株主様、豊田通商グループ様への具体的で丁寧な説明が必要になるかと思えます。そのためにまず、絶滅危惧種の被害状況とこれまでの風力発電事業で生じた全ての苦情（風車の影や騒音、低周波への心配と懸念、酪農地域への砂埃被害、景観問題等）を情報開示することが重要と考えます。更に各市町村住民や環境保護団体からの意見書を汲み取った会社側の見解をご提示され、全く新しい事業展開を推進されることをご提案申し上げます。国は低周波問題についてアセスメントの項目から外して良いと無責任な態度ですが、その通りに従っていると大変なことになってしまいます。アスファルトの粉塵が肺に入り多くの患者が喘息を発症していることを、医師の伯父が研究解明したことで、スパイクタイヤからスタッドレスに変わりました。石綿訴訟も水俣病も、多くの被害者が出た後、身体への深刻な害が判明し、訴訟や裁判、賠償金といった企業側にとって大きな代償を払う問題となりました。エコキュートに代表される低周波被害についても多くの研究者や企業が研究を続けている最中と推察します。会社を守るためにも、低周波や絶滅危惧種減少などの危険因子を軽視せずに、危険予測を行うことが大切だと思います（低周波問題についての資料も含めて同封いたしますのでご一読下さい）。	ております。 風車の影については太陽の高度・方位及び風力発電機の高さ等を考慮し、ブレードの回転による影響時間をシミュレーションにより予測し、参照値を超過する場合には影響を低減できるよう、風車配置を検討する等の環境保全措置を検討いたします。 騒音については地形等により伝搬特性が異なることから、現地調査により現況の騒音レベルを把握した上で、稼働後の騒音レベルを予測及び評価いたします。また、環境省においても、苦情等が発生していたものの、対策により改善した風力発電施設を対象に、その具体的な改善方策等を調査する等、引き続き風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態調査を行われており、過去の事例を踏まえた上で指針値が設定されておりますが、最新知見等も参考にいたします。これらの結果を踏まえた上で、住宅等から離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。 低周波音については、「風力発電施設から発生する騒音等への対応について」（環境省、平成28年）によると、「風車騒音には超低周波音あるいはそれに近い周波数の成分も含まれているが、一般的な風車騒音ではこれらの低周波成分そのものは感覚閾値以下であり、人の健康に影響を及ぼすことを示す直接的な科学的証拠は存在しない。」とされております。 また、ご懸念いただいている工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に伴う粉じん等による影響については、令和2年8月31日に「発電所アセス省令」の改正に伴い、風力発電所に係る参考手法から削除されております。なお、粉じん等の飛散を防止するため、他事業の事例を踏まえながら、工事関係車両の散水車で水撒きを実施する等の対策を実施する予定です。
50	3 方向転換に立ちはだかる壁 政府のGX政策（10年で150兆円の官民投資）のための大規模風力発電計画ということを知りました。国民生活や日本の自然環境を無視した、一部の投資家や企業だけが利益を得るとんでもない政策。このような愚かな政策を大企業が鵜呑みにしては、日本の国土も経済もいずれ滅びるでしょう。品質の良いものを造り品質の良い産物を生産し、より良いサービスを提供してこそ日本経済は発展し、誇りと自信を持って海外と競争できるのではないのでしょうか。品質の良い車を製造するトヨタのように、日本経済の真の発展に寄与する本当に良い事業を是非推進して下さい。 国民の血税を原資とする150兆円は、富裕層や一部の企業の利益の為に使われるのではなく、国民や国土を守り日本全体の経済発展の為に使われるべきです。企業と政府・自治体との癒着や倫理的に間違った事業は必ず明らかにされ多くの代償を背負うことになることを「静かなる技術倫理」の著者が沢山の事例をもとに証明しています。倫理に則った事業は末長く発展し続けることが出来るという証明でもあります。「政府や投資家、貴社がその場凌ぎの利益を得るための事業を続けるのか、世界と日本のエネルギー問題を自然と調和した形で解決する素晴らしい企業として成長発展していくか」「歴史に悪名を残す企業となるか、歴史に名を残す企業となるか」世界で事業展開されている大企業である貴社が、日本の愚かな政策の為に、企業ブランドに傷をつけることは非常に勿体無いことです。GX政策を覆すことは難題でありますので、大規模風力発電の中身を環境負荷の少ないものに是非転換して下さい。そうすることで、国民や世界の人々に絶大な支持を得る企業として末長く発展されることでしょう。 自治体や経済団体、投資家などが、自らの利益のために	まず、本事業は、政府のGX政策（10年間で150兆円の官民投資）とは直接の関係はなく、また本事業の建設費用に税金が使用されることもありません。発電事業者が自ら調達する資金にて建設を行うことを予定しております。（本事業成立のひとつの前提である、国全体の系統増強に使用されることはあり得ますが、詳細は未定です。） 一方、日本政府は2020年10月に2050年カーボンニュートラルを宣言いたしました。本事業は日本のカーボンニュートラル達成のためのお役に立つものと認識しております。 また、風力発電事業は純国産エネルギーである風をエネルギー源としておりますので、一次エネルギーの8割超を海外からの輸入に依存する我が国のエネルギー安全保障や、一度導入されれば操業期間中は為替変動や物価変動に比較的強い電源であることが特徴の一つとなっております。長期的に見れば、それは国民の皆様の電気代負担の削減にも繋がるものと考えております。 本事業については、今後の調査、予測及び評価の結果を踏まえて、環境への影響を低減できるよう、事業計画を検討いたします。 また、今後も法定外の説明会等を通じて地元の方の様々な意見を伺いながら地元の方々にとって応援していただけるような事業開発を目指すことや、地域貢献等の施策を検討したいと思っております。

事業を推進し続けるよう貴社へ働きかけることが想像されます。送電線や風車を建設するための道路が個人の所有地に造られるだけで、莫大なお金が入ることや「町の将来や自然破壊など気にしない、お金が入ればそれで良い」という人々が存在することを知りました。国民や国土の為に なる素晴らしい事業であればまだしも、多くの害をもたらす事業を、利益を得る一部の人のために続けることは絶対にあってはならないことです。地域に害をもたらす事業ではなく、住民の生活を豊かにし環境破壊を引き起こさない事業を展開されることで、反対派の私達だけでなく、利益を得たい人々からの理解も得られるのではないのでしょうか。	
---	--

4 具体的事業のご提案

今月初め中国製の太陽光発電パネル管理システムがハッキングされ、中国に不正送金されるという事件が起きました。車やカメラ、精密機械など日本の技術は世界トップクラスであり、風車や太陽光パネルなど再エネ用機材に関しても技術開発が進んでいる最中と存じます。中国の風車や太陽光パネルを輸入することは、コスト削減に繋がる面もあるかと思いますが、輸送費などを考えると自社や日本の最先端の製品を導入する方が安全で、日本の経済活性化にも繋がると考えます。説明会の場で何度もそのことをご提案しましたが、選択肢として考えられないという印象を受けました。「中国製品を輸入することが、コスト以外の面で何かメリットがあるのだろうか」「貿易摩擦など避けられない事情でもあるのだろうか」と不思議に感じました。説明会の場で「コスト」という言葉を何度もお聞きしましたが、貴社の営業利益は大きく、豊田通商グループ全体の利益は莫大なものであり、「余裕のある財源で何故研究開発されないのだろうか、寧ろ利益を拡大するチャンスではないのだろうか」と思います。国からの一条件だとしたら愚かなことです。

先日 NHK のニュースで画期的な小型風車が紹介されていました。長岡技術科学大学の高橋勉教授が開発したその風車は、羽根の代わりに筒状の棒がエネルギーを産みます（資料を同封しましたのでご覧ください）。スペインでは、バードストライクを起こさない羽根の無い棒状の風車が開発されていますね。稚内の街を歩いていると、地面に立つ一本の小さな棒が暴風で振動するだけでエネルギーが生じるのではないかと、また日本海の荒波を受け止める防波堤に何か仕掛けを作ることによって電力が生み出せないだろうかと思いが膨らみます。自然や景観に害を与える大きなプロペラ式風車は既に時代遅れという方もいる木古内町で、風力発電事業が撤退したことを知りました。高橋教授が開発した風車を見て「これなら札幌のビル風も利用出来る。ビルの高層階の外壁に取り付けてはどうだろう」と私は想像しました。この小型風車は水車としても活用可能のようです。本州の沢山の急流に設置することで、電力の地産地消が理想的な形で進むものと考えます。自然や景観に害を与えない最新の風車は、宗谷だけでなく国内外で歓迎され、貴社の発展にも繋がることでしょう。

太陽光発電に関しては、トヨタと京都大学が共同開発されている「ペロブスカイト型太陽電池」を車載以外にも利用出来るように検討して頂きたいです。折り曲げが自由という利点を活かし、初期費用を抑えることができ気軽に導入できる家庭用パネルや企業用パネルとして普及できないでしょうか。従来の大型太陽光パネルは廃棄が難しく、フィリピンの海に漂っていることを先日知りました。薄型で小型の太陽電池は廃棄物処理の面でもメリットがありそうです。今後の事業におきましては、環境負荷の大きい従来型の大きな風車建設を全面中止し、最新の小型風車と最新の太陽電池をメインに事業展開して頂きたいと存じます。

地域への貢献に関するご提案ですが、宗谷の基幹産業である酪農の牛舎や堆肥舎に太陽光パネル（又は太陽光電池）を設置する事業を推進することで、電気代や飼料高騰に苦しむ農家さんの負担を軽減し、離農を防ぐことに繋がるのではないかと考えます。宗谷管内で引き続き貴社が事業展開される際の選択肢としてご一考して頂ければ幸いです。

採用風車は決定しておりませんが、現状世界的に風力発電機の市場としては海外メーカーがシェアを占めており、残念ながら国内の重工系メーカーは現在生産を行っておりません。近年建設しております当社事業においても海外の風車メーカー以外の選択肢がないのが実状です。

ただし、今後の市場動向の変化等で仮に国内メーカーが新しい機種の開発等で再浮上した場合は採用候補となると思料いたします。

羽のない風車が世界中で開発されていることは当社でも把握しております。現時点では発電効率や経済合理性の観点においては大型のプロペラ式風力発電機に比べ劣後しており、大型風車と同等の発電量を小型風車で得ようとする場合、大型風車1基に対して数百基の小型風車が必要となり、設置に要する面積も小型風車の方が結果的に多く要することとなります。また、発電効率も低いことから、発電原価も高価なものとなり、ひいては消費者の負担増に繋がることとなります。今後の技術革新次第では羽のない風力発電機の採用も検討してまいります。

なお、ご参考までに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）ではグリーンイノベーション基金などの仕組みにより企業等に対して、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援する仕組がございます。

説明会資料の中にも地産地消という記述がありましたが、先ずは宗谷から電力の地産地消という理想モデルを実現し全国に拡大していくことで、莫大な費用と自然破壊を伴う送電線や海底ケーブルを設置する必要がなくなるだろうと思います。「都市や大企業では莫大なエネルギーを必要とするため、宗谷での大規模風力発電事業が必要」と担当者の方から説明がありましたが、そもそも時代はSDG'sで省エネを進めることが肝心です。莫大な電力を宗谷で産み首都へ送ること自体が、世界の流れに反することと考えます。各家庭や個人企業、農家などで電力を自己生産することで、余剰の電力を大企業に回すことが出来ます。またビル風を利用した小型風車やビルに設置しやすい太陽光パネルを工夫して設置することで、AI など大きな電力を必要とする会社の電力もある程度賄えると推察します。マサチューセッツ工科大学が研究開発した立体の太陽光パネルはアートなビルディングのような形態です。大都市東京の中心部では空きビルが増えていくことが予想されます。太陽光を最大限活用出来るビル型形状の発電塔を建設したり、空きビルに工夫して太陽光パネルを設置することも良い方策かと存じます。長岡科学技術工業大学では、教授だけでなく学生も一緒に研究開発に携わっているようです。北海道にも科学技術大学や高専が複数あります。「環境負荷の少ない再生可能エネルギー」の研究開発にこそ、血税を充ててもらいたいです。コンペなどを実施するのも良いアイデアかと思います。良いモノづくりは日本の伝統であり、強みでもあります。安易に中国製風車を輸入するのではなく、日本の技術開発の底力に是非目を向けて下さい。

投資家や企業の利益の為の事業は風力発電事業以外にも存在しますが、自然環境や地域の財産である景観や産業にダメージを与える事業は許されるべきではありません。日本の将来や国民の幸せに繋がる事業へ今こそ転換してください。貴社が勇気を持って方向転換されることで、日本の政治経済に新しい風が吹き、失われつつある日本人としての誇りと希望を多くの人を取り戻すことが出来ると思います。「静かなる技術倫理」の著者も警鐘を鳴らしていますが、国難はすぐそこに迫っています。個々人や各企業、政治家、投資家が私腹を肥やしている場合ではありません。良いものを作り、良い産物を生産し、良いサービスを提供することはこれからの日本にとって必須であり、皆で知恵を出し合いより良い社会を作ることでは生き延びることは出来ないでしょう。

52	5 ここの一年の環境変化 ここで、私が観察した地元の環境変化についてお伝えいたします。昨秋はエゾリスが沢山見られ、市街地を走り回る様子を多くの人が目撃しています。夫の話では、交通事故にあったリスもいるようです。風車が増えたことで、その騒音や低周波を嫌ったリスが街に現れた可能性が考えられます。猛禽類では、国道40号線の頭上をオオワシが飛行したり、中央分離帯で何かを啄んだり、国道脇の林に止まっている姿を見かけました。昨冬までは見られなかったことです。芦川に一例に並んだ風車やサラキトマナイの風車近くで生息していたオオワシが風車を嫌い、国道近くに住まうようになったことが考えられます。パードストライクよりも交通事故の方が被害が多いという調査結果を考えると、絶滅危惧種減少の懸念が高まるばかりです。動物は人間よりも聴覚や身体感覚が敏感なので、風車の騒音や低周波が予想以上のストレスを与えているのではないかと推測します。ここ数年の変化としては、鹿と車や列車との衝突事故がとて増えています。街に降りてきた鹿による畑の被害もよく聞きます。また白い鹿が増えた要因として風車の騒音や低周波が遺伝子変化を生じたのではないかと仮説を立てています。5月にパンケ沼を何度か訪れたのですが、風車がなかった頃、一人大自然に包まれることの出来た景勝地が、一人風車の音を受け止める場所に変わってしまいました。景観的にも勿体無いですが、沢山の風車が発するザワンザワンという不気味な音は、国立公園に似つかわしくない音と実感しました。手付かずの自然が残る宗谷。北海道と宗谷の最大のブランドは美しい景観と大自然です。風車の耐用年数が過ぎる20年後には撤去され、最高のブランドに戻ることを切に願っております。	工事の実施や施設の稼働に伴う騒音、超低周波音、振動等による環境変化に伴い影響を及ぼす可能性が考えられる種として哺乳類や鳥類を想定しており、その多くが対象事業実施区域を含めた樹林地等に生息していると考えられます。これらの種に関しては、専門家の助言を踏まえ、まずは調査において詳細な生息状況や、鳥の営巣地等を把握するとともに、予測及び評価の結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すべく、事業計画を検討いたします。回避が難しい場合には、改変面積及び樹木伐採を最小化する等の環境保全措置等を検討いたします。また、騒音や超低周波音による動物への影響については最新の知見を確認しながら、適切に事業計画を検討いたします。
53	6 景観の大切さ 一つ目が観光地としての側面です。宗谷は美瑛やニセコと違って個人旅行者の割合が高い観光地です。都会に住む人々が最も憧れるのが遮るもののない地平線と思います。宗谷丘陵の風車群は10年程前からあったと記憶していますが、今程多くはなく、丘陵と調和していると感じました。札幌の知人も仕事で宗谷丘陵など管内を訪れることがありますが、「宗谷丘陵に風車が乱立している風景には興醒めです」とこぼしていました。オトンルイは、一つのフォトスポットとして悪いものではないと思っておりましたが、海岸線に他の風車が増えたことで「風車ばかり」とマイナスの印象を受けるようになりました。何事も「過ぎたるは及ばざるが如し」で、宗谷にだけ風車が過密していることが環境面だけでなく、景観にも害を与える結果となってしまったと感じています。芦川の山の上に立ち並ぶ風車が最もガッカリなレイアウトです。両脇に人工物が少なく、快適にドライブしていたライダー達も「なんだかな」と残念に思っていることでしょう。先日もパンケ沼で出会った旅行者の口から、苫前辺りから「こんなに風車があるんだ。なんだか怖いなと思った」と感想を聞きました。風車がある風景を好む人も存在しますが、それは10年程前の風車が多過ぎない風景でありましょう。宗谷の田園風景は他にはない魅力があり、個人旅行者や写真愛好家にとって、とっておきの場所でもあります。北進地区などに連なる送電線は田園風景を台無しにし、星空撮影の人気スポットである大規模草地の送電線も邪魔な存在となっています。 二つ目は、地域住民にとっての景観です。生まれ育った土地の風景というのは、大人になってずっと印象に残っているもので、これまでの宗谷は「Uターンしたい」「故郷に戻りたい」と思える豊かな自然景観だったと思います。今	宗谷丘陵に代表される当地域の景観資源は重要なものであると認識しております。また、当該地域の景観について、関係自治体、関係機関、地域住民の皆様等のご意見並びに調査、予測及び評価の結果を踏まえた上で環境保全措置を含めた事業計画を検討いたします。 観光資源としての評価について、景観の感じ方には個人差があるものと考えており、いただきましたご意見のような捉え方をなさる方がいらっしゃることは理解いたします。一方で、ユース宗谷岬ウインドファームを含んだ景色・写真は稚内観光協会作成の公式観光ガイドブックや観光ポスターに採用されており、本地域の特徴ある景観として捉えていただいているものと認識しております。近年、新たに設置した風力発電設備につきましても、近隣の自治体より観光への活用についてのご相談もいただいております。 なお、今後も適宜（例：現地調査終了後の結果共有、準備書届出前等）対象事業実施区域の近隣地区を中心に法定外の事業説明会を実施する予定としており、皆様のご理解を得られるよう、説明会等を通じて合意形成に努めます。

	の風車が目立つ風景は、逆に「なんだか風車や送電線が増え過ぎて嫌だな」「今までずっとこの長閑な風景に癒され住んできたけれど、そろそろ出ていこうかな」と思うくらいの悪影響があると思います。私自身も、40号を走ったりサロベツ原野から遠くに見える風車群を見る度に少しずつ地元への愛着心が薄れていくことを感じています。風車のすぐ近くで育った子ども達は、大人になった時にどのような感情を抱くのでしょうか。最も懸念されるのが、今ある風車や今後の風力発電計画が地元の基幹産業に与える悪影響です。風力発電計画を心配し新規就農を躊躇っている人がいる事実を是非会社全体で情報共有して下さい。風車建設のための道路を作る関係で砂埃が牧草地に舞い、迷惑ということも軽視出来ません。騒音や低周波、風車の影も然りです。「こんな所で酪農を続けることはもう出来ない」「風車建設の心配のない土地で新規就農しよう」という人が増えれば、基幹産業が衰退し人口減や町の経済に打撃を与えてしまいます。地域への貢献どころか、地域の存続にさえ関わる重大問題であります。 人がある地域を気に入って何度も訪れたり住み続けたり、逆に寄り付かなくなったり転居する理由は案外些細なことであることを身をもって感じます。人工物の少ない雄大な大地と利尻富士、原始の息吹を今に伝える海岸線や宗谷丘陵は、貴社の皆様が想像する以上に人々を惹きつけ、永住の大きな理由となっていることをこの機会に是非ご理解頂きたいです。また風車だけでなく、立ち並ぶ送電線が私たちにとって「嫌な感じの人工物」ということもお伝えします。人口減少が著しい宗谷。消滅予定市町村の多い宗谷。多過ぎる風車が人口減少を加速させる懸念があることを、真剣に受け止めて頂きたいです。	
54	7 20年後の展望 貴社が地域経済に大きな効果をもたらして下さいることに、この場をお借りして感謝申し上げます。折角の縁ですので、今ある風車の耐用年数が経過した後も、地域とのより良い関係が築かれることを願っております。以下私のイメージをお伝えいたします。 今宗谷にあるプロペラ型の風車は殆ど全て撤去します。代わりの電力は前述の小型風車や最新の太陽電池、また温泉地区の地熱発電や天然ガス、バイオマス発電などで賄います（ニュージーランドの電力は殆どが地熱発電で、日本は世界で3番目に地熱発電に適していることを先知りしました）。撤去された後の道路は観光用フットパスとして利用します。芦川ウィンドファームの道路は利尻富士を展望するのに最適だと思います。自然環境に配慮し、一ヶ月に一度位を目安にフットパスを解放し、車は途中に設ける駐車場までとします。利尻島の観光のように自然ガイド付きツアーとしてガイド料金を払う仕組みが良いかと思えます。他のウィンドファームについても、野鳥がよく見られる場所や星空観察に適した場所で、それぞれガイド付きツアーを実施するのも良いと思います。減少するであろう野鳥のために、道東で実施しているような木製の巣箱を森林に設置し、再び野鳥の楽園としてのブランドを取り戻すのも素敵なことです。人口減対策として、町民の入場料を半額か無料にするのも一案です。農家さんが近くにある道路は除外します。前述の電力で地産地消が行われることが理想ですが、もし足りない場合はこれらのフットパスの傍らに景観を損ねない小型風車や太陽電池を設置します。20年間以上、国民生活を蔑ろにした政策により景観と自然環境にダメージを受けた宗谷が、利尻富士と大自然を満喫できる魅力的な観光地へと生まれ変わるのです。星野リゾート並みの夢のあるプロジェクトと私は思います。子ども達	本事業は採用風車、事業スキームが未確定でありますので明確にはお答えできませんが、風車の耐用年数が20年の場合は基本的に20年後には原状復旧工事を行い返地するということになるかと考えております。 事業終了時の社会情勢やその時に主流になっている発電方法がわからないのでこちらも不明確ではございますが、地元や自治体との合意形成が図ることができれば、再度同じ場所で風力発電事業やその他の発電事業を継続することや、観光振興につなげる施策も選択肢に上がるかと考えております。 今後も自治体や地元の方とのコミュニケーションを通じて地元にとって末永く良いお付き合いができるように努めます。

	や若者の創造性は計り知れません。本当に良い事業の為ならば、いくらでも良いアイデアや方策が生まれることでしょう。	
55	8 豊富山風力発電事業計画について この度の意見書の対象ではありませんが、今後全ての従来型風力発電事業の中止をお願いする意見書という意味も含め、予想される懸念について出来るだけ早い段階でお伝えしたく綴ります。 豊富山の麓は湯治客や湯治移住者が多数在住するエリアです。アトピーや乾癬を患う人々は健康な人に比べて体が敏感であるため、騒音や低周波および電磁波の影響を受けやすいことが危惧されます。パンケ沼の入り口でさえザワザワと鳴り響いていた騒音ですので、巨大な風車の音は麓の温泉街の騒音問題に発展する可能性が高いです。湯治客だけではなく、最北の温泉郷でゆっくり過ごしたい観光客にとっても足が遠のくきっかけとなるかも知れません。風力発電関係者が宿泊することで現在活気を帯びている温泉街ですが、長期的に見るとかなりの経済・観光ダメージとなることが考えられます。豊富町の最大の魅力は美味しい牛乳と国立公園（絶滅危惧種の貴重な繁殖地）、アトピーや乾癬患者が頼りにする名湯です。これらの全てに害を与える従来型風力発電は、この町に致命的なダメージを与えてしまうことを今、声を大にして訴えます。	本事業の環境影響評価とは主旨が異なりますので回答は差し控えさせていただきますが、別途豊富山風力発電事業計画については評価書手続前に改めて法定外の住民説明会を実施させていただくことを検討しております。
56	9 風車で命を落としている鷺への対策 一つのある風車で一定期間に複数の猛禽類が被害にあった場合、欧米のように一定時間回転を止めることが理想的ですが、日本ではコスト面を何よりも重視し、そういったことは検討されないのでしょうか。きっと投資のための事業であるため、利益最優先となり風車を止めることが出来ないのでしょうか。世界的にも重要な絶滅危惧種保全のために、国が責任を持って費用を捻出してもらいたいです。先月貴社がNHKで報道して下さったような案件での対策について、自分なりにアイデアを考えましたのでお伝えします。餌を見つける時に風車が目に入らなくなる為、衝突事故が起こるとお聞きしました。そこで、その風車周辺の草地をコンクリート等で覆ってはどうかと考えました。植物や虫、ネズミ等にとっては迷惑かも知れませんが、絶滅危惧種の保全を優先する観点から見ると妥当ではないかと考えます。参考資料にありますスピーカーなど、他にも工夫改善できることがあるかも知れませんが、20年間という長期間で絶滅危惧種が激減することがないように、様々な対策をご検討お願いいたします。	当該地域を含めたサロベツ地方は、オジロワシ、オオワシを始めとする希少猛禽類や渡り鳥等の渡りの経路となっており、本事業においては、バードストライクの影響を適切に予測及び評価することが重要課題の一つと認識しております。 環境影響評価における現地調査では、対象事業実施区域の周辺の鳥類の生息状況や渡りの状況を詳細に把握し、その結果をもとにバードストライクのリスクを含む鳥類への影響について予測及び評価いたします。その結果、鳥類に対する重大な影響があると判断した場合には、風車配置の見直しを含めた環境保全措置を検討することにより、可能な限り影響を低減できるよう検討いたします。また、当社の他事業の事例を参考にしながら、ご提案いただいたようなスピーカーの設置も含め、専門家へ助言を仰ぎながら有効な対策を検討いたします。
57	10 まとめ 私達反対派の切なる願いが叶わず、従来型風力発電事業が宗谷で推進された場合、環境紛争やメディアに様々な実態を暴かれるという残念な事態に発展する可能性があります。もし貴社が環境負荷の少ない事業へと方向転換された場合は多くの賛同者を得て、多くの市町村および世界の多くの国で貴社の事業が歓迎されることでしょう。「静かなる技術倫理」に書かれてあるとおり、倫理の大切さに目覚めた人々が勇気を出して声を上げることで、会社と日本の危機を救うことが出来ると考えます。人々を欺き良くないものを売ることによって利益を得る企業が増えてしまった日本。倫理的に落ちぶれてしまった日本を再生し国難を救うためには、民間のトップが倫理的な英断をされることが今どうしても必要なのです。世界で活躍し世界情勢に詳しい貴社が、素晴らしい事業を推進する企業として、我が国で主導的な役割を果たされることを心からご期待申し上げます。	今後も現地調査終了後の結果共有、準備書届出前等のタイミングにおいて、対象事業実施区域の近隣地区を中心に法定外の事業説明会を実施する予定です。調査、予測及び評価の結果を踏まえた上で、環境への影響を低減できるよう、事業計画を検討いたします。説明会を通じてご意見をいただきながら、引き続き、皆様の理解を得られるよう、丁寧な説明に努めます。

表 2-1 (12) 方法書について提出された意見と事業者の見解

【意見書その 12】

No.	一般の意見	事業者の見解
58	本事業の建設計画地は、絶滅危惧種イトウ <i>Parahucho perryi</i> の国内最大の生息地であり、本事業がイトウおよびその生息地に与える影響は大きいと考えられる。イトウは、環境省のレッドリストで絶滅危惧 IB 類 (EN) に、国際自然保護連合 (IUCN) のレッドリストでは最も絶滅の危険性が高い CR (Critically Endangered) に指定されている絶滅危惧種である (IUCN2023)。また、IUCN は、「絶滅の可能性が非常に高く、緊急に保全が必要な世界の水生生物 50 種」のうちの 1 種にイトウを選定した (Edmondstone et al. 2022)。このように、イトウは国際的にも保全が急務とされている生物種である。 本方法書では、生息生物やその生息環境への影響予測が低く見積もられており、今一度イトウをはじめとする魚類への影響について述べる必要性を感じた。本意見書は、これまで明らかにされている研究結果をもとに、宗谷地域の風力発電事業によって懸念されるイトウへの影響 (その他の生物・環境も含む) について述べるとともに、環境保全・生物多様性保全の観点から事業の中止を求めるものである。	ご意見のとおり、宗谷丘陵地区の対象事業実施区域周辺は、イトウの国内最大の産卵地ということは認識しており、本事業では、配慮書から方法書に至る段階で、イトウの生息域である猿払川水系の上流域を対象事業実施区域から除外する見直しを行っております。一方で、除外したエリアの他にもイトウの生息域が分布していると認識しております。 イトウに対する保全としては、専門家や有識者へヒアリングを行いながら、まずは調査において詳細な生息状況を把握するとともに、予測及び評価の結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すべく、工事中の土工量の抑制を含めた事業の見直しを行い、河川、沢筋及び水源からの距離を確保できるように改変区域を検討いたします。
59	イトウの生息状況と生息・生残への影響 イトウは日本と極東ロシアに生息する大型の回遊性サケ科魚類である。日本では、かつては北海道と東北地方の 50 ほどの河川に生息していたが、地域的絶滅が進行し、現在では北海道の 10 数河川でしか繁殖していない (江戸 2007 ; 福島ら 2008)。絶滅の過程には、酪農開発 (大規模な草地化) とそれに伴う河川の直線化、落差工の設置が深く影響しているが (Fukushima et al. 2011)、宗谷丘陵は寒冷な気候により農地開発が遅れたため、宗谷丘陵が「国内最大且つ最後のイトウの生息地」となっている。 イトウは性成熟に 4~8 年を要し、河川最上流部で産卵する。寿命は 15 年以上と長く、その生活史の中では、河川周辺の湖沼や湿地帯を含めて、河川の上流域~中流域~汽水域~海洋域 (特に沿岸域) と全ての水域を利用する (佐川 2006 ; Suzuki et al. 2011 ; 鈴木 2016)。そのため、風力発電開発とそれに伴う森林伐採や付帯施設の建設による環境変化は、イトウの生息・生残に大きな影響を与えるものと考えられる。事業実施区域はイトウの重要な生息地であり、尾根沿いの大規模な環境改変は、産卵河川や生息河川を含め河川環境に負の影響を及ぼすことが予想される。本事業が実施されれば、イトウの生息および再生産へのダメージは避けられず、イトウの地域的絶滅を招く恐れもある。	イトウに関しては、集水域を考慮して設定した調査地点において、河川の状況や環境を踏まえて投網・タモ網・サデ網等を用いて個体数 (主に成魚を対象に体長等を記録) 等を記録する捕獲調査と、調査範囲内の地点が設定されている河川沿いまたは河川内での踏査・目視により、個体数や産卵環境 (産卵床) 等を確認・記録する目視観察調査を実施し、生息状況等を把握する予定です。また、必要に応じて、環境 DNA 調査を行う等、最大限生息状況を把握できるよう努めるとともに、対象河川については、濁度や水質の基本的な物理環境である流量、流速、水温、pH 等の測定を行い、イトウの生息環境の把握に努めます。また、調査実施の際には、溶存酸素量 (DO) を調査項目に追加することを検討いたします。 なお、イトウへの影響を回避又は極力低減すべく、工事中の土工量の抑制を含めた事業の見直しを行い、河川、沢筋及び水源からの距離を確保できるように改変区域を検討いたします。
60	森林伐採に伴う河川への土砂流入と卵・仔魚・底生動物への影響 森林伐採が流域の保水力の低下を招くことはすでに広く知られている。尾根沿いの掘削や森林伐採は、山腹から河川に流入する土砂を増加させ、これらの土砂が河床礫を覆うと、イトウの卵や孵化直後の仔魚に酸素が供給されづらくなり死滅する可能性が考えられる。また、イトウだけでなく、オシロコマ (絶滅危惧 II 類 : VU) やサケ・サクラマス・カラフトマスといった水産上重要な魚種の孵化や生育にも影響を及ぼす。 イトウの稚魚・幼魚は、主に底生動物 (水生昆虫や甲殻類、底生魚類等) を餌としているほか、河畔林から供給される陸生昆虫も餌としている (鈴木 2016)。森林伐採や河川への土砂の流入増加は、底生動物の減少・死滅を引き起こすほか、イトウの餌資源不足や食物網・生態系構造の変	事業実施に伴う保水力の低下や土砂流出に伴う水の濁りについてご懸念されていると認識しております。 保水力低下について、流量の減少については、本事業は産卵床の背景にある上流域の山麓で造成工事を行うことになりませんが、その改変箇所は限定的かつ表面的なものであるため、山の保水力に影響を及ぼす可能性は低いものと考えております。 濁りについては、改変により細粒土砂が流入し、イトウをはじめとするサケ科魚類の産卵地まで濁水が到達する場合には影響を及ぼす可能性があります。濁水が河川に到達しないように、濁水対策として沈砂池、土砂流失防止柵及び切盛法面の緑化等の対策を実施するとともに、沈砂池からの排水方向についても検討いたします。 なお、今後、実施するイトウの餌資源となる底生動物の調査結果や予測及び評価の結果を踏まえ、影響を回避又は

	化を引き起こす可能性がある。	極力低減すべく、工事中の土工量の抑制を含めた事業の見直しを行い、河川、沢筋及び水源からの距離を確保できるように改変区域を検討いたします。
61	<u>イトウ大量死のリスク上昇</u> 2021年8月、宗谷地域において、記録的な熱波による水温上昇と少雨が渇水や溶存酸素濃度の低下を引き起こし、酸欠によるイトウの大量死が起きた（北海道新聞デジタル 2022）。近年の気候変動の影響もあり、特に夏は高温・少雨により渇水や瀬切れが生じやすい。風力発電開発に伴う森林伐採による保水力の低下は、河川の渇水や高水温、溶存酸素量の低下を招くことから、イトウ大量死のリスクが高まる可能性が考えられる。福島（2024）は、2021年のイトウ大量死の影響により産卵遡上数が大幅に減少した可能性を示しており、このような事態が起きれば個体群の維持は困難になるだろう。	イトウに対する保全としては、専門家や有識者へヒアリングを行いながら、まずは調査において詳細な生息状況を把握するとともに、予測及び評価の結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すべく、工事中の土工量の抑制を含めた事業の見直しを行い、河川、沢筋及び水源からの距離を確保できるように改変区域を検討いたします。 また、産卵床の背景にある上流域の山麓で造成工事を行うこととなりますが、その改変箇所は限定的かつ表面的なものであるため、山の保水力に影響を及ぼす可能性は低いものと考えております。さらに、環境影響評価とは別途、国有林の貸付・使用許可制度の中でも、「災害の防止」、「水害の防止」、「水の確保」、「環境の保全」の観点から審査されますので、ご懸念を払拭できるよう事業計画を検討いたします。 なお、対象河川については、濁度や水質の基本的な物理環境である流量、流速、水温、pH等の測定を行い、イトウの生息環境の把握に努めます。また、調査実施の際には、溶存酸素量（DO）の調査項目への追加を検討する他、本事業を実施する際には、気温上昇による高水温や溶存酸素低下への対策についても、学術機関や地域関係者の皆様と協議して効果的な対策を講じていきたいと考えております。
62	<u>作業道等の設置に伴う河川の連続性の喪失と回遊魚類の移動障害</u> 設置される作業道が河川を跨ぐ場合、交差する場所にはカルバートが設置されることが予想される。融雪増水時にはカルバートの上流で倒流木や小枝などが堆積して閉塞する様子をこれまで多く見てきた。また、カルバートの下流側では、洗掘により河床が低下し、水面とカルバートの間に落差が生じる場所が多く存在する。これらの落差は、河川の連続性を消失させ、イトウやサクラマスといった回遊魚類の移動障害（産卵遡上の障害）を引き起こす。	現時点で、本事業における作業道や管理道の設置に関する手法は、カルバートの要否含めて未定になりますが、万が一、カルバートを設置することになった場合は、イトウやサクラマスの回遊魚類の産卵遡上等を阻害することなく、河川の連続性を消失しないように配慮いたします。
63	<u>その他の生物・環境への影響</u> 水源涵養保安林を源とする河川は猿払村の水道水源であるため、土砂の流入や濁り、渇水などは地域住民の生活に多大な影響を及ぼすことが考えられる。 鳥類への影響については、風車による衝突死の事例が増加しているほか、風力発電施設の周辺環境を利用しなくなる生息地放棄の問題も生じている（白木 2012；浦 2015）。また、これまでの事故事例から、海岸に近い場所だけでなく、内陸であっても渡りルートの丘陵上にある風車では、オジロワシが衝突する可能性が高いことが明らかになっている（白木 2013）。 その他、事業実施区域周辺に生息する動植物や海洋環境に影響が生じることが予想される。	濁水については、改変により細粒土砂が流入し、猿払村の水道水源となっている河川まで濁水が到達する場合には影響を及ぼす可能性があります。濁水が河川に到達しないように、濁水対策として沈砂池、土砂流失防止柵及び切盛法面の緑化等の対策を実施するとともに、沈砂池からの排水方向についても検討いたします。渇水については、本事業は生息地の背景にある上流域の山麓で造成工事を行うこととなりますが、その改変箇所は限定的かつ表面的なものであるため、山の保水力に影響を及ぼす可能性は低いものと考えております。 また、ご意見のとおり、当該地域を含めた宗谷地域及びサロベツ地方は、オジロワシを始めとする希少猛禽類等の渡りの経路となっており、本事業においては、バードストライクの影響を適切に予測及び評価することが重要課題の一つと認識しております。 環境影響評価における現地調査では、対象事業実施区域の周辺の鳥類の生息状況や渡りの状況を詳細に把握し、その結果をもとにバードストライクのリスクを含む鳥類への影響について予測及び評価いたします。その結果、鳥類に対する重大な影響があると判断した場合には、風車配置の見直しを含めた環境保全措置を検討することにより、可能な限り影響を低減できるよう検討いたします。
64	以上より、本事業が実施されれば、イトウをはじめとする魚類や底生動物、また鳥類等その他の生息生物への影響は大きいと言わざるを得ない。本事業により、今残っている森林を伐採し、絶滅危惧種を含む生物の生息環境を壊すことは、生物多様性保全の観点から適切ではないと考えられる。	対象事業実施区域及びその周辺の魚類や底生動物、鳥類等その生息生物については、まずは調査において詳細な生息状況を把握するとともに、予測及び評価の結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すべく、事業計画の検討をいたします。回避が難しい場合には、改変面積を最小化する環境保全措置等を検討いたします。

表 2-1 (13) 方法書について提出された意見と事業者の見解

【意見書その 13】

No.	一般の意見	事業者の見解
65	① 広々とした緑の牧草地とのんびり草を食む牛たちを守るように開発の手が入らない低山帯が連なる風景それが宗谷地方の象徴的風景である この宗谷地方の平和な大地にあまりにも度を越した数の巨大風車は 生活面 景観面 自然生態面 新規就農促進面等あらゆる面において破壊的最悪大規模事業としか感じられない 景観的に威圧感を与える巨大プロペラ風車は住民に心理的不安感 恐怖感を与える他 騒音 低周波 電磁波の問題は現実の大問題である 加えて宗谷地方の主産業 酪農 畜産を支える牛たちへの影響は納得できる回答が全く無い	当該地域の景観について、関係自治体、関係機関、地域住民の皆様等のご意見並びに調査、予測及び評価の結果を踏まえた上で環境保全措置を含めた事業計画を検討いたします。 騒音においては地形等により伝搬特性が異なることから、現地調査により現況の騒音レベルを把握した上で稼働後の騒音レベルを予測及び評価の結果を踏まえた上で、住宅等から離隔を確保する等の環境保全措置を検討いたします。なお、環境省においても、苦情等が発生していたものの、対策により改善した風力発電施設を対象に、その具体的な改善方策等を調査する等、引き続き風力発電施設に係る騒音・低周波音の実態調査が行われており、過去の事例を踏まえた上で指針値が設定されております。 電磁波は電気が流れることにより生じます。風力発電事業の場合、発電は地上 80～100m 上空で行われますので、電磁波を最も受けやすい位置は、それらを送る送電線付近です。そのため、送電線は流す電圧の大きさによって使用するべき鉄塔の規格が決まりますが、この規格は、仮に送電線の直下であっても、家庭の中の電子レンジ、テレビから発生している電磁波よりも小さいため、影響はほとんどないと考えます。 酪農への影響については当社の他事業においても牛等の家畜が暮らす牧場にて風力発電施設を運営している事例もございますが、共存しており、休息を取っている姿も見られ、現時点ではご意見をいただいている状況です。なお、最新の知見を踏まえながら、事業計画を検討いたします。
66	② 更に海底送電網も利尻昆布の漁場への影響も懸念される 計画が強引に始まってしまって後からどんどん悪影響が出てきましたで泣くのは地元住民ばかりである 金では解決できない 今回の計画は離農を加速させ新規就農者をあきらめさせる大問題である 毎日新聞でも取り上げられたようにイトウの生息問題を始め他の魚 多くの鳥類の死亡問題 渡り鳥の問題 全くの未解決である 雪国極寒の地に暮らす辛乏強い物静かな農民たちの真の声を真剣に時間をかけないでできこうとしないのも問題である 工事関連金 用地買収金等 建設関連で地元の一部に多くの金が支払われることは事業運営上のルールなのだろうが農家間の分断につながるようなことはしないでほしい 長く永く助け合う集落のかたいきづなが農民の集落なのだ 分断を起こす火種にしてほしくない	対象事業実施区域及びその周辺の魚類や底生動物、鳥類等その生息生物については、まずは調査において詳細な生息状況を把握するとともに、予測及び評価の結果を踏まえ、影響を回避又は極力低減すべく、事業計画の検討をいたします。回避が難しい場合には、改変面積を最小化する環境保全措置等を検討いたします。 また、方法書縦覧開始前の 2024 年 1～3 月にかけて関係市町村の近隣地区を中心に計 10 回の事業説明会を開催し、本事業について地元の理解を得るように努めました。確定した予定ではありませんが、今後も適宜（例：現地調査終了後の結果共有、準備書届出前等）対象事業実施区域の近隣地区を中心に法定外の事業説明会を実施する予定です。説明会を通じてご意見をいただきながら、今後も引き続き、皆様のご理解を得られるよう、説明会等を通じて合意形成に努めます。 なお、当事業は陸上風力発電事業であることから、当事業において海底送電網の設置は予定しておりません。

資 料

- ・ 1. 公告、おしらせ
- ・ 2. 縦覧状況
- ・ 3. ご意見記入用紙

1. 公告、お知らせ

・令和6年3月28日（木）付 北海道新聞朝刊（日刊）

環境影響評価法に基づき、(仮称)東谷管内風力発電事業(環境影響評価方法書)を作成しましたので、次のとおり意見を採り、説明会を実施します。

[illegible]

環境影響評価法に基づき、「(仮称)京浜管内風力発電事業 環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり意見を付い、説明会を実施します。

[illegible]

管内風力発電事業「環境影響評価方法書」を作成しましたので、次のとおり説明を行い、説明会を実施します。

[illegible]

・北海道のウェブサイト

≡ ≪ 読み上げる ≫ ▶

Foreign Language



	摘要
--	----

[HOME](#) > [環境生活類](#) > [環境保全関係行政機関](#) > [法75（振興）赤谷管内風力発電甲種](#)

法75 (仮称) 宗谷管内風力発電事業

事業の概要

カテゴリー

- お知らせ
- 環境影響評価

環境保全局環境政策課 427

- 注目情報
- 入札情報等
- ▶ 入札
- ▶ バブコム
- ▶ 公募
- トピックス
- 関連機関
- 関連リンク
- 政策一覧
- ▶ 行政情報
- ▶ 環境政策
- ▶ 環境教育
- ▶ 緑地、水と自然
- ▶ 環境影響評価
- ▶ 特定の農林行為
- ▶ 水産、気象と防災
- ▶ 大気、水環境、公害防止



・ 稚内市のウェブサイト

(www.city.wakkanai.hokkaido.jp/kankyo/hozenshoene/soyakannai)

現在のページ 稚内市役所 > 環境都市をつかなく > 環境保全・省エネルギー > (仮称) 宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧に関するお知らせ

環境保全・省エネルギー

(仮称) 宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧に関するお知らせ

(仮称) 宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧に関するお知らせ

[令和5年度北国の省エネ・新エネ大賞 優秀賞の受賞について](#)

[環境月間について ～1人ひとりができることに取り組もう～](#)

[稚内市環境審議会について](#)

[「稚内市環境審議会」委員の公募について](#)

[稚内市一般廃棄物処理基本計画\(案\)に係るパブリックコメントの実施について](#)

[稚内市廃棄物減量等推進審議会について](#)

[第2次稚内市環境基本計画](#)

[稚内市 廃棄物減量等推進員制度](#)

[「エネルギー」のはなし\(子ども向けページ\)](#)

[資源物集団回収奨励金制度](#)

[稚内環境づくり会議](#)

株式会社ユーラスエナジーホールディングスが北海道稚内市、宗谷郡猿払村、天塩郡豊富町及び幌延町において計画している「(仮称) 宗谷管内風力発電事業」について取りまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧を実施いたします。

1 縦覧書類

- ・ (仮称) 宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書
- ・ (仮称) 宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書 要約書

2 縦覧期間及び意見受付期間

令和6年3月28日(木)～令和6年5月15日(水)

※土日祝日を除く開庁時

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの書面に住所・氏名・意見を記載の上、ご提出ください。

提出方法は以下のとおりです。

- ① 縦覧場所の意見書箱へご投函
- ② お問い合わせ先の住所へ郵送でご提出 ※令和6年5月15日(水)の当日消印まで有効です。

3 縦覧場所

- ・ 稚内市役所
- ・ 稚内市宗谷支所
- ・ 稚内市沼川支所
- ・ 稚内市立図書館
- ・ 事業者ホームページ

※以下のウェブページにて図書を縦覧いただけます。

<https://www.eurus-energy.com/assessment/89334/>

4 お問い合わせ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

担当：国内事業企画部(環境アセスメント担当)

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階

電話：03-5404-5337(報道機関の方：広報IR部 03-5404-5340)

[ページの先頭へ戻る](#)

・猿払村のウェブサイト

(https://www.vill.sarufutsu.hokkaido.jp/hotnews/detail_sp/00004432.html)

現在位置 [トップページ](#) > [地域の情報](#) > [自然環境](#) > 宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧に関するお知らせ

宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧に関するお知らせ

株式会社ユーラスエナジーホールディングスが北海道稚内市、宗谷郡猿払村、天塩郡豊富町及び幌延町において計画している「（仮称）宗谷管内風力発電事業」について取りまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧を実施いたします。

縦覧書類

- ・（仮称）宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書
- ・（仮称）宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書 要約書

縦覧期間及び意見受付期間

令和6年3月28日（木）～令和6年5月15日（水）

※土日祝日を除く開庁時

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの書面に住所・氏名・意見を記載の上、ご提出ください。

提出方法は以下のとおりです。

- ① 縦覧場所の意見書箱へご投函
- ② お問い合わせ先の住所へ郵送でご提出 ※令和6年5月15日（水）の当日消印まで有効です。

縦覧場所

- ・猿払村役場住民課カウンター
- ・事業者ホームページ

※以下のウェブページにて図書を縦覧いただけます。

<https://www.eurus-energy.com/assessment/89334/>

お問合せ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

担当：国内事業企画部（環境アセスメント担当）

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階

電話：03-5404-5337（報道機関の方：広報IR部 03-5404-5340）

このページについてのお問い合わせ先

住民課 生活環境係

電話：01635-2-3133



〒098-6232 北海道宗谷郡猿払村鬼志別西町172番地1 電話 01635-2-3131 FAX 01635-2-3812

Copyright © Sarufutsu Village All Rights Reserved

・豊富町のウェブサイト

(<https://www.town.toyotomi.hokkaido.jp/section/ufvuj5000000kf76.html>)



ホーム 各課の窓口 (仮称) 宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧に関するお知らせ

(仮称) 宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書の縦覧に関するお知らせ

株式会社ユールスエナジーホールディングスが北海道稚内市、宗谷郡猿払村、天塩郡豊富町及び網走町において計画している「(仮称) 宗谷管内風力発電事業」について取りまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧を実施いたします。

1 縦覧書類

- ・(仮称) 宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書
- ・(仮称) 宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書 要約書

2 縦覧期間及び意見受付期間

令和6年3月28日(木曜日)～令和6年5月15日(水曜日)

※土日祝日を除く開庁時

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの書面に住所・氏名・意見を記載の上、ご提出ください。提出方法は以下のとおりです。

- ① 縦覧場所の意見書箱へご投函
- ② お問い合わせ先の住所へ郵送でご提出 ※令和6年5月15日(水曜日)の当日消印まで有効です。

3 縦覧場所

(仮称) 宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書

- ・豊富町役場
- ・豊富定住支援センター
- ・事業者ホームページ

※以下のウェブページにて図書を縦覧いただけます。

<https://www.eurus-energy.com/assessment/89334/>

4 お問い合わせ先

株式会社ユールスエナジーホールディングス

担当：国内事業企画部（環境アセスメント担当）

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階

電話：03-5404-5337（報道機関の方：広報IR部 03-5404-5340）

・幌延町のウェブサイト

(<https://www.town.horonobe.lg.jp/www4/section/soumu/le009f000001q9x5.html>)

北海道 幌延町 Hokkaido Horonobe Town

ホーム 役場担当部署一覧 総務企画課 (仮称) 宗谷管内風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

(仮称) 宗谷管内風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧について

株式会社ユーラスエナジーホールディングスが稚内市、猿払村、豊富町及び幌延町において計画している「(仮称) 宗谷管内風力発電事業」について取りまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧を実施します。

◆縦覧書類

- ・(仮称) 宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書
- ・(仮称) 宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書 要約書

◆縦覧期間及び意見受付期間

- ・縦覧期間：令和6年3月28日(木)から令和6年5月15日(水)まで

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの書面に住所・氏名・意見を記載の上、ご提出ください。

提出方法は、次のとおりです。

- (1) 縦覧場所の意見書箱へ投函
- (2) 問合わせ先の住所へ郵送で提出 ※令和6年5月15日(水)の当日消印まで有効

・縦覧場所・時間：

幌延町役場総務企画課／午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日は閉庁日)

幌延町生涯学習センター図書室／午前9時から午後8時まで(土日祝日は午後5時まで)

問寒別出張所／午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日は閉庁日)

◆問合せ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス

担当：国内事業企画部(環境アセスメント担当)

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門四丁目3番13号ヒューリック神谷町ビル7階

電話：03-5404-5337(報道機関の方：広報IR部 03-5404-5340)

株式会社ユーラスエナジーホールディングス ホームページへのリンク

問い合わせ先・担当窓口

総務企画課

メールアドレス：somukikaku@town.horonobe.lg.jp

電話番号：01632-5-1111(総務担当)/01632-5-1114(企画担当)

ファックス：01632-5-2971

- ・天塩町のウェブサイト

(<https://www.teshiotown.hokkaido.jp/?p=22823>)

【5/15まで】「（仮称）宗谷管内 風力発電事業環境影響評価方法書」 の縦覧について

北海道天塩町 > 新着情報 > 【5/15まで】「（仮称）宗谷管内風力発電事業環境影響評価方法書」の縦覧について

ページ更新日: 2024年03月25日 カテゴリー: 新着情報

株式会社ユーラスエナジーホールディングスが北海道稚内市、宗谷郡猿払村、天塩郡豊富町及び幌延町において計画している「（仮称）宗谷管内風力発電事業」について取りまとめた「環境影響評価方法書」の縦覧を実施いたします。

1 縦覧書類



2 縦覧期間及び意見受付期間

メニュー

令和6年3月28日（木）～令和6年5月15日（水）

※土日祝日を除く 開庁時

環境影響評価方法書について、環境保全の見地からの意見をお持ちの方は、縦覧場所に備え付けの書面に住所・氏名・意見を記載の上、ご提出ください。

提出方法は以下のとおりです。

1. 縦覧場所の意見書箱へご投函
2. お問い合わせ先の住所へ郵送でご提出
※令和6年5月15日（水）の当日消印まで有効です。

3 縦覧場所

- ・ 天塩町役場
- ・ 天塩町雄信内支所
- ・ [株式会社ユーラスエナジーホールディングスのホームページ](#)  ※外部サイト

4 お問い合わせ先

株式会社ユーラスエナジーホールディングス
担当：国内事業企画部（環境アセスメント担当）



・株式会社ユーラスエナジーホールディングスのウェブサイト
(<https://www.eurus-energy.com/assessment/89334/>)



[民のきについて](#)
[選挙制度](#)
[投票所のご案内](#)
[投票の受取と封入](#)
[余白欄](#)
[プリアリリース・お読みせ](#)

（仮称）赤谷管内風力発電事業 計画段階環境配慮方法書の公表、観賞について

中国 / 中国出版集团 / 中国出版集团 / 中国出版集团 / 中国出版集团

西王宮地蔵一尊と金剛經一巻を奉納す

[illegible]

一 計畫概要

行业集中度分析	(注1) 行业内影响力排名前五
行业壁垒的构建	新办企业制度壁垒 (注2)
行业壁垒的构建	资质壁垒为 1,500,000 元 (注册费为 100~1,500 元, 为月租金 120~150 和保险费)
行业壁垒的构建	品牌壁垒为 1,500,000 元 (注册费为 100~1,500 元, 为月租金 120~150 和保险费)

— 観覧について

[illegible]

一 意見書の提出について

[illegible]

■ 住民説明会の開催について

[illegible]

一 お問い合わせ

住所	東京都目黒区三軒が通7-40-12 〒151-8511 東京都目黒区三軒が通7-40-12 2号ビル417号室
得意	都内学生会連帯 (国公立・専門学校等)
連絡先	TEL 03-6322-7777 (代表) 03-6322-7777 (FAX) 03-6322-7777
代表者(代表取締役)	代表取締役 佐藤 孝行 (TEL) 03-6322-7777 (FAX) 03-6322-7777

一 方法書

福岡野瀬沖海方建設公団では、このように

一 方法害及び要約害について

本会の活動は、その活動の目的または活動内容のいずれか又は両方によって規定可能です。ただし、タフネットとして開
 発、準備することはありません。
 本会の会費は、独立型コンピュータエグゼクティブネットワークに提供します。最初の報告書と活動報告書からエグゼ
 クティブネットワークの活動を見て、事業、製品、技術、他のエグゼクティブの組織と会うことを奨励します。
 会費に付随しては、独立型エグゼクティブのネットワークは2000年3月31日までに20万ドルを達成したものです。

2. 縦覧状況

縦覧状況

1) 地方公共団体庁舎

- ・ 北海道宗谷総合振興局保健環境部環境生活課



写真-1 縦覧設置状況（北海道宗谷総合振興局）

- ・ 北海道留萌振興局保健環境部環境生活課



写真-2 縦覧設置状況（北海道留萌振興局）

- ・ 稚内市役所



写真-3 縦覧設置状況（稚内市役所）

・ 稚内市役所宗谷支所



写真-4 縦覧設置状況（稚内市役所宗谷支所）

・ 稚内市役所沼川支所



写真-5 縦覧設置状況（稚内市役所沼川支所）

・ 稚内市立図書館



写真-6 縦覧設置状況（稚内市立図書館）

・ 猿払村役場



写真-7 縦覧設置状況（猿払村役場）

・ 豊富町役場



写真-8 縦覧設置状況（豊富町役場）

・ 豊富町定住支援センター



写真-9 縦覧設置状況（豊富町定住支援センター）

・ 幌延町役場



写真-10 縦覧設置状況（幌延町役場）

・ 幌延町立生涯学習センター



写真-11 縦覧設置状況（幌延町立生涯学習センター）

・ 幌延町問寒別出張所



写真-12 縦覧設置状況（幌延町問寒別出張所）

・ 天塩町役場



写真-13 縦覧設置状況（天塩町役場）

・ 天塩町役場雄信内支所



写真-14 縦覧設置状況（天塩町役場雄信内支所）

2) インターネットの利用

- ・株式会社ユーラスエナジーホールディングスのウェブサイト
(<https://www.eurus-energy.com/assessment/89334/>)

一 方法書

環境影響評価方法書の雛型はこちら

要 約 目 次

 [20 KB]

第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

 [633 KB]

第2章 対象事業の目的及び内容

 [17 MB]

第3章 対象事業実施区域及びその周辺の概況

 [18 MB]

第4章 第一級事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の概要

 [19 MB]

第5章 配慮書に対する所管庁長官の意見及び事業者の回答

 [1 MB]

第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

 [19 MB]

第7章 その他環境省令で定める事項

 [18 MB]

第8章 環境影響評価方法書を受託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

 [634 KB]

資料集

 [12 MB]

資料書

 [24 MB]

3. ご意見記入用紙

「(仮称) 宗谷管内風力発電事業 環境影響評価方法書」

ご意見記入用紙

「(仮称)宗谷管内風力発電事業 環境影響評価方法書」について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見書に必要な事項をご記入のうえ、縦覧場所に設置しました意見書箱にご投函頂くか、下記の住所宛に郵便にてお送りください。

○意見書の郵送先 〒105-0001 東京都港区虎ノ門 4-3-13 ヒューリック神谷町ビル 7 階
(株)ユーラスエナジーホールディングス

国内事業企画部 環境アセスメント担当 宛

○意見書の提出期限 令和 6 年 5 月 15 日(水)[当日消印有効]

意見書

令和 6 年 月 日

項 目	ご 記 入 欄
お 名 前 〔法人その他の団体にあつては、 法人名・団体名、代表者の氏名〕	
ご 住 所 〔法人その他の団体にあつては、 主たる事務所の所在地〕	〒
方法書についての環境の 保全の見地からのご意見 〔日本語により意見の理由を含 めて記載してください。〕	

注： 1. お名前、ご住所の記入をお願いします。

なお、本用紙の情報は、個人情報保護の観点から適切に取り扱います。

2. この用紙に書ききれない場合は、裏面又は同じ大きさ（A4 サイズ）の用紙をお使いください。

